



|    |       |
|----|-------|
| 経営 | 1 3 6 |
| 経済 | 2 4   |

# 吉野林業研究資料

## 文献解題

昭和 4 0 年 5 月

農林省林業試験場経営部

## ま え が き

われわれは現在、吉野林業について共同調査および研究をおこなっている。

この研究のため、一応、これまでの吉野林業をめぐる主な文献について理解を得ておく必要があると考え、これも共同で主な文献について要約をこころみ、研究資料として発表することにした。

その分担については、「林業地帯」— 京都大学林業問題研究会 — については野村、「吉野林業論をめぐる諸問題」— 半田良 —、「吉野林業を視察して」— 大内晃 — と「大山林地主の成立」— 阿部正昭 — については高木、「林野制度の発展と山村経済」— 笠井恭悦 — については吉沢がそれぞれ担当した。

昭和40年5月17日

経 済 研 究 室

## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 林 業 地 帯 .....        | 1  |
| 吉野林業論をめぐる諸問題 .....   | 23 |
| 吉野林業を視察して .....      | 35 |
| 大山林地主の成立 .....       | 43 |
| ——商人資本による山林所有の成立過程—— |    |
| 近世土地制度史研究叢書第三卷 ..... | 63 |
| 林野制度の発展と山村経済         |    |

# 林業地帯

京都大学林業問題研究会

# 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1章 林業の発展過程      | 5  |
| 第1節 封建制下の吉野林業    | 5  |
| (1) 徳川以前の吉野林業    | 5  |
| (2) 育成的林業経営の成立   | 6  |
| (3) 上方清酒醸造業と吉野林業 | 6  |
| (4) 林業経営組織の整備    |    |
| — 借地林制度と山守制度 —   | 7  |
| (5) 林業地域の特色      | 8  |
| 第2節 資本主義と吉野林業    | 8  |
| (1) 封建的諸制度の撤廃    | 8  |
| ① 株座制度の廃止        | 8  |
| ② 木材口銀の廃止        | 8  |
| ③ 留木留山制度の撤廃      | 8  |
| (2) 林業の発展        | 9  |
| (3) 林業の発展と農業との関係 | 9  |
| (4) 林業をめぐり階級関係   | 9  |
| (5) 第1次大戦以後の発展   | 10 |
| 第3節 戦時、戦後の吉野林業   | 11 |
| (1) 戦時統制下の林業     | 11 |
| (2) 敗戦による林業構造の転換 | 12 |
| ① 市場関係           | 13 |
| ② 木材生産構造の変化      | 15 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| (3) 森林法改正と林業団体  | 15 |
| 第2章 山林の所有と借地林業  | 16 |
| 第1節 山林所有の構造     | 16 |
| 第2節 林地集積の過程     | 16 |
| 第3節 借地林業の現状     | 17 |
| 第3章 山林労働と労働組合   | 19 |
| 第1節 労働過程と労働諸条件  | 19 |
| (1) 労働過程        | 19 |
| (2) 職種の定着度      | 19 |
| (3) 労働条件        | 19 |
| 第2節 雇傭関係と労働組合   | 20 |
| (1) 雇傭関係        | 20 |
| (2) 山林労働組合      | 20 |
| 第4章 吉野郡上北山村     | 21 |
| 第1節 村の概況        | 21 |
| 第2節 徳川時代の上北山村   | 21 |
| (1) 近世的村落の形成と構造 | 21 |
| (2) 山林の所有、利用形態  | 22 |

## 第1章 林業の発展過程

吉野郡林業地帯における吉野川流域、北山川流域、十津川流域の3林業地域はいずれも相当古い歴史を有し、中でも吉野川流域の吉野林業は、わが国における民有林業地の中でも最も古い歴史をもつものである。そこで吉野郡林業の発展を概観するためには、前記の3林業地域の沿革をそれぞれ明らかにする必要があるが、紙数の関係と複雑さをさけるために、それぞれの時期において特徴的な発展をとげた地域を前面にすえて、それに関連するかぎりでは他の地域にもふれる。この意味で、封建時代は川上村を中心とした吉野川林業地域を、明治以後は十津川村を中心とした熊野川林業地域の発展をとりあげる。

### 第1節 封建制下の吉野林業

#### (1) 徳川以前の吉野林業

##### — 木材市場との接触過程 —

最も早く開発の対象となり、そしていち早く人工造林化のすすんだのは吉野川流域であり、明治時代にのこっていた最古の造林地の樹令からみて、足利時代末期(約1500年頃)には、川上村において若干のスギ造林がおこなわれていたと推察されている。

しかし当時は、なお山林の所有関係は必ずしも明確でなく、多くの山林または仲間の総有林地として入会的共同使用のもとにあった。当時は一般にスギは少く、ヒノキ、松その他の雑木が多かった。そしてしかも当時の木材産出は何れかといえは貢納的、戦勝的なものであった。

これが商品として積極的に産出されるようになるのは、徳川時代に入つて、畿内諸都市の木材市場と接触するようになってからである。

そしてその契機もしくは発端となったのが、豊臣秀吉の大阪城、伏見城の築造、京都方広寺の大仏殿を始めとする大小社寺の造営で、天正11年（1583年）の大阪城の築造に当っては、熊野材と共に吉野の材も生産された。また北山の材も文禄3年（1594年）ならびに慶長元年に伏見城の普請用材として使用されたという。もっともこれらはいまだ半ば貢納的、義務的なものであったが、しかしこれに関係した吉野の木材業者＝材木商は、これを機会に、一般民間の需要に応じて吉野の木材を大阪へ運送し立売を始めた。

## （2）育成的林業経営の成立

上述のごとく吉野の山林の経済的価値が高まり、採取的林業生産にすむにつれて、人工造林への関心も高まり、吉野郡林業地帯の各郷に植林が始まった。

こういった植林は摂津の伊丹や灘などの清酒に関係ある諸郷を造るための杉材に対する需要が増すことにより一段と促進された。

## （3）上方清酒醸造業と吉野林業

### — 伊丹木と樽丸の生産 —

上述のような吉野地方における植林の進展に対し、1つの促進的な役割を果たしたものと見て摂津の伊丹や灘を中心とする、いわゆる上方の酒造業の発達を忘れることはできない。

もっとも摂津（近畿地方の1国、一部は大阪府、一部は兵庫県に管轄）の伊丹、灘を中心とするこのような清酒用材の需要に対し、供給されるものは大和の吉野のほかは、その南方の紀伊熊野方面のものもあったが、やはり吉野のものが主で、初めは伊丹味木を素材のまま出して、灘方面で樽丸にしていたのであるが、享保年中に和泉国堺の商人某が箕州（安芸国）から職人を連れて吉野郡黒滝郷島住村にきて製造を始め、同村の人はこの

製造法の教授を受けて盛んにこれを造るようになり、樽丸の上等品を多く出した川上郷の高原村へは島住村の人がきて、これを伝え、その後次第に吉野全部に振がったのである。そしてこのような樽丸の製造やその他磨丸太の製造等の発達はやがて造林方法の集約化をももたらした。これがまた吉野林業の1つの特徴となっている。

## （4）林業経営組織の整備

### — 借地林制度と山守制度 —

以上のような樽丸や磨丸太などをふくむ吉野の林産物に対する需要の増加に伴って、吉野の林業は採取的林業から植林をおこなう育成的林業へと発達していったのであるが、このように木材生産が計画的とならねつて、生産組織もまた漸次整備されていった。すなわち、吉野林産物の商品生産化が最初、村の総有林地を対象としておこなわれた時には、生産は村の首長たる庄屋の統率のもとにおこなわれ、かつての籠植杉師たちが専業的な林業労働者として伐出にあたったようであるが、需要の増加によって木材生産量が増してくると、木材の販売を担当する専門の木材業者が生まれ、山地の生産者はこれと結合して、和歌山の材木問屋に木材を流送し、和歌山の問屋は仲買の手を通じてこれを和歌山領内および大阪方面に販売し、仕切金を山地へ支払う形態がとられるようになった。その際、流送路に沿って伐師という運材専門の賃銀労働者も発生したのである。

ところで徳川時代の中期以降、村の総有林地に対する共同植林の限界や地元における造林資本の欠乏などによって、借地林制度が発生すると、この制度が仲立になって山地の生産組織は、やがて外部の商人、地主資本によって支配されるようになり、ここに明瞭に土地所有者たる地主と立木所有者（林主）たる林業経営者と、その代理人たる山守と、木材の伐出販売にたずさわる木材業者と、林業労働者とが析出されていった。

## (5) 林業地域の特色

### 第2節 資本主義と吉野林業

#### (1) 封建的諸制限の撤廃

徳川幕藩体制下のもとでは林業に対して種々の制限がもうけられていた。

この各種制限は明治維新と共に漸次撤廃していった。それは次のごとし

##### ① 株産制度の廃止

幕藩体制下で商品経済に加えられていた制限としては、昇ノに株産制度があげられるが、林業についても伐木同屋株および木材卸売株の制度がもうけられた。

ところが明治に入るとこの同屋株および卸売株の制度は、自由営業を害するものであるとして、7年ノ月に廃止され、材木同屋でも、木材卸売業でも、納税者ならば誰でも自由に営業をはじめることができるようになった。

##### ② 木材口銀の廃止

木材口銀は又分口または口前ともいい、配伊藩では領内ノツカ所ばかりに又分口役所が設けられ、そこを通過する産物は公私を論ぜず検査して輸出品には又分の貢租が現物あるいは現金で徴収された。

##### ③ 留木留山制度の撤廃

旧幕時代には、スギ、マツ、ヒノキ、クス、カシワ、ケヤキ等は運上銀をだし、伐採願が認められなければ伐りだせなかった。明治に入ると新吉の材木同屋は田辺の黒着とともにその撤廃方を要求し、その結果、和歌山県庁事は私有林立木の売買自由の許可を政府に要求し、その承認をえ、ここに伐木に対する制限が除かれた。

#### (2) 林業の発展

明治初年、封建的諸制限撤廃の突破口をひらいた吉野林業は、昇ノ次大戦直後の恐慌まで、木材価格がほぼ一貫して上昇するという好条件に恵まれたこととあいまって、急速な発展をとげていったことは当然であるが、その発展は林業施設の整備、木材伐採量および植栽面積の量的増大として顕著に認められよう。ここでは十津川村を例にして具体的にふれられている。

##### (3) 林業の発展と農業との関係

ここでも十津川村についてふれられている。

明治初年における十津川村の村民は、まだ多分に自給的な農業に依存していた。このような農業は、明治新政府の出現早々におこなわれた地租改正を中心とする政策によって、大きな打撃をうけた。つまりそれまで無年貢だった十津川村の土地に新しく地租が賦課されることになった。かくて窮乏した村民は、まず林野を手離し、この林野が余裕のある村民の所に集積され始めた。林業に手をだすことができるほどの余裕のある者ならば木材の値上りと搬出施設の整備によって、地租の負担などは充分に償うことができたわけである。一方、林野を手離した農民はそれ以後は労働力を売って生計を補うという方法により依存してゆかなければならなかった。この労働力がまた林業に利用された。林業の発展は、このように自給的な性格の強い農業の崩壊によって促進された。

林業の発展は、自給的な農業の崩壊によって基礎をつくられるだけでなく、さらにむしろ積極的に自給的な農業破壊の役割を果たした。

##### (4) 林業をめぐる階級関係

幕藩体制下の林業には、領主による諸制限を基礎にしく、種々の封建的な関係が存在した。材木同屋の商業、高利貸資本的収奪が、その最もよい

例である。これは、株産制度と結びついて発生し、存在したものであった。ところが、明治新政府が撤廃したのは、領主によって林業に課せられていた諸制限だけであって、その他の関係には直接には手をふれなかった。材木問屋も、ほぼそれまで通りの収奪を続けることができた。したがって明治以後の吉野林業の発展も、この材木問屋の厳然たる支配のもとにおこなわれたものである。しかし、林業のめざましい発展は、資本—賃労働関係を底流に作りだした。そこで旧来の支配が厳然と存続する土壌に新しい関係が急速に成長し、吉野林業は極めて複雑な階級関係をとった。

### ① 材木問屋の収奪

問屋の素材業者支配は依然として存続

### ② 賃林業者と土地所有者

植分—地上権賃借の代償として収益の何割かを伐採の際に土地所有者に支払うもの

年限売—相当長期にわたる使用収益権を前払で譲渡するもの

### ③ 素材業者と有林業者

### ④ 業者と山林労働者

### ⑤ 素材業者と部落および地方自治体

### ⑥ 大山林所有者と耕地の所有

以上みてきたように種々の階級と階層が複雑に混在しているが、これを大別すれば、材木問屋の収奪に象徴される封建的ないし前資本主義的なものと労働者の収奪に代表される資本主義的なものとに分けることができる。そして新しく作りだされていく資本主義的な諸関係と、それまでの封建的な収奪との矛盾は、林業の発展につれて尖锐化せずにはいない。

### (5) 第1次大戦以後の発展

第1次大戦直後の恐慌にまきこまれて木材価格が下落に転じたことは、

それまでのわが国の林業の「黄金時代」の終焉を告げるものであった。第2次大戦にいたるまでの20年間、木材価格が上昇を続けるという事態は、遂にふたたびやってこなかった。封建的な土壌を残存せしめながら独占金融資本を成立させるまでに高度に発展した日本資本主義は、増大する木材の需要を外材の輸入でまかなったため、わが国の林業界はこの外材の圧迫によって苦難の道を歩まなければならなかったが、吉野林業にとってこの道は特に厳しいものであった。それは外材の圧迫に、さらに他地区材の脅威が加わったからである。

かくて木材伐採量も植林面積も停滞せざるを得なかった。しかしこの間にあっても資本主義的な関係の発展は中止することなく、ここではそれはまず、企業合理化の形で進行している。

## 第3節 戦時、戦後の吉野林業

### (1) 戦時統制下の林業

滿州事変をさきがけとし、日華事変、次いで第2次大戦へと至る戦時隆消の展開は、軍需用としての木材需要をかつてないほどに激増させた。他方、貿易統制による外材輸入抑制が12年の初めから行われた。このことは、国内における木材供給の増大を要請せざるを得なかった。

こうした軍需用材の需要増大と輸入木材制限とは、国内木材市場統制を必至ならしめる。

|            |               |
|------------|---------------|
| 昭和12年9月18日 | 価格停止令         |
| 14年        | 森林法改正         |
| 15、16年     | 針、闊葉樹価格の1/2指定 |
| 15年10月     | 用材配給統制規則      |

16年

# 木材統制法

こうした戦時統制による「整備統合」と「木材統制」とは木材界から「同屋制商業資本および同屋制工業資本形態」を一掃し、林業におけるブルジョア的経営の展開のための道を掃き清めたのであった。そしてそれはまた、ほかならず戦後における林業構造の転換を契機づけたのであった。

## (2) 敗戦による林業構造の転換

戦時統制下の林業生産は、軍事的強圧のもとで、強制伐採による乱伐を強いられ、植林と伐採との不均衡はますます拡大し、結果的には縮小再生産の一途を辿っていった。そして、それは戦後にも尾をひいた。すでに戦中末期から敗戦直後にかけての林業生産量は生産資材並びに労力の不足、食糧不足等、要するに国民経済の破滅を反映して激減した。

しかしともかくも敗戦による軍事的力の崩壊は林業経営、生産に対する軍事的強圧を解消せしめ、軍需材材から一般材材への需要の転換、戦後復興のための林業生産の再編成が主要日程にのぼるにいたった。そのことはしかし、単に木材市場の転換ばかりではなく、木材生産機構＝林業構造そのものの転換をも意味している。

昭和20年11月 地方木材統制会社の解体

21年6月 日本木材統制会社の解散により日本社解散  
林業会の発足

21年11月 経済安定本部訓令第1号「指定生産資材割当規則」これにより林業会法を媒介とする、いわゆる自治統制の空文化

25年1月 木材生産と取引の完全なる自由化

以上、戦時官僚統制——いわゆる「自治統制」——戦時官僚統制——完全なる自由取引へのプロセスは木材生産、取引の現実過程にさまざまな変

化を授けた。これを主として ①市場関係、②木材生産構造の二つの局面よりみる。

## ① 市場関係

戦時、戦後統制経済が崩壊し、地木社が解体したからといって、同屋が直ちに戦前通りの自らの機能を復活させ、戦前通り生産地市場を支配するというわけにはいかなかった。むしろ、戦後の事態は同屋の生産地市場支配にとどめをさしたといっている。第1に、戦前、同屋の生産地市場支配の基軸となっていた高利貸資本としての機能は、戦後の激しいインフレ過程と金融資本の進出とによって喪失せざるをえなかった。激しい戦後インフレの過程で、同屋の融資能力は目にみえて減退し、したがって支配力自体も揺るがざるをえなかったのである。さらに、第2に、戦時統制のもとで素材業者自体は原単位に分離され、したがって、同屋——素材業者間の関係も一先ず強制的に分断されたのであったが、そうした事態のなかで、地木社の下請けをするが、さもないければ独自に軍に密着するが、ともかくも相対的な独自性を獲得し、戦後地木社の解体、木材市場の活況とともに同屋支配の網からはほとんど解放されるにいたった。

こういった同屋支配の崩壊は、資本の山元への自由な進出を可能にしたが、このさい、資本にとっては素材の生産過程を分断させることなく、育林——伐採——運材——製材を一貫して遂行することが有利であることはいうまでもない。そして実際に、製材資本、パルプ資本等々は、同屋支配の崩壊にともなうその条件がととのっていくなかで、こうした「一貫生産」に着々と手をつけはじめたのであった。

ところで、「一貫生産」の進出過程は実際にはより複雑な様相を呈し、その担い手もまたさまざまである。

まず、同屋による「一貫生産」 前述のごとく同屋支配は体制的には

崩壊し、同屋はもはや同屋として存在しえなくなり、その大部分が没落した。しかし戦前から大きな資本を動かしていたその一部は、地木社の解体に際しても逆にそれを利用し、地木社のスタッフを譲り受け、製材業者等と結合して「一貫生産」にのりだした。

第2に、素材業者の「一貫生産」への進出 統制解除に至るまでの過程で同屋支配から脱却しつつあったかれらは、戦後素材業者として復活したが、かれらのなかには、質挽加工をおこないつつ卸売業を兼ねるか、あるいは製材、卸売りを兼ねるかして、「一貫生産」への編成替の基調にそつものもあらわれてきた。もつともその萌芽形態は、戦前にもみられる。

第3に、製材業者による「一貫生産」 かれらは統制経済のもとで企業整備をうけ、地木社のもとに編成替えされて製材部門を担当したが、地木社の解体とともに製材業者の競争、整理、再編成がおこなわれ、その過程で自らを強化した有力製材業者は、他部門をも兼任しつつ、「一貫生産」に前進するにいたった。

第4に、以上の形態と並んで、山林所有者による「一貫生産」への企図をもみられる。こうした場合、主として後進林業地帯に多くみられ、前者のようなケースは先進林業地帯で展開されるということは、一先ず類型論的にいえるであろうが、しかし現実にはむしろこの両類型は相互作用的に相対抗しつつあらわれる。

こうした「一貫生産」の展開過程は同時に、木材生産の各過程を担うそれぞれの生産者の淘汰再編過程である。そしてその結果は次のようになるであろう。

すなわち、第1に、山林経営をも含む大資本の「一貫生産」が次第に他者を圧倒しつつ支配力を強め、それに次いで山林経営には手を出さほどの資力をもたない中規模資本の「一貫生産」が動揺しつつ自らを維持し、そ

して最後に「一貫生産」にのりだすことができず、木材生産の一過程をしるか抱えない各生産者が没落の危機に直面する、という風に……。そしてそれぞれの間には部分的対立関係が当然生れてくる。

## ② 木材生産構造の変化

以上の市場構造の転換は、木材生産構造の変化を前提とし、かつ結果する。たとえば、林道開設、道路改修、架線敷設等々、それとともに植林の問題がからんでくる。

こういった戦後の木材生産構造の度容も、総じて同屋の没落、素材生産者の淘汰再編を強い、大山林経営をまでふくむ「一貫生産」経営の制覇を可能にする。そして中、小経営の零落を一面あらわにする。この意味で市場構造の転換と木材生産構造の度容とは切り離し難く結びついていたのである。

## (3) 森林法改正と林業団体

昭和27年の森林法改正は、2つの意図、その1つは林業の計画化、他の1つは森林組合の改組と強化である。この改正はいずれもが大山林所有者に有利にはたらいたのである。すなわち、第1に、森林計画が全林野を対象としたことによって、山林所有者はそれを口実にして未墾地開放を拒否し、農地の採草地、新炭林の入会権、利用権の解消を頻々とおこなった。第2に、伐採制限の規定によって、適正伐期令限以上の蓄積をもつ大山林所有者は、それを契機にして、伐採を手控え、自己の資力を利用して立木価格の値上りをはかったのであった。このようにして、森林法改正は、ほかならぬ大山林地主に有利にはたらく方向で彼等を公的にバック・アップし、中・小山林地主、農民に対する彼等の支配力を倍加させることになったのである。

## 第2章 山林の所有と借地林業

本章では造林投資実現の基礎条件としての土地所有の問題についてふれる。

### 第1節 山林所有の構造

全般に私有林が約74%を占め、公有林および部落有林の面積は26%にすぎない。とりわけ先進的林業地である川上村と黒滝村とは、比較的新しく発達した十津川村や上北山村にくらべて私有林の割合が一層大きい。これは早くから大規模な植林がおこなわれたために部落総有地の解体、山林私有化の過程が急速に進んだことによる。

つぎに山林の階層別所有構造について、もつとも階層分化がすすんだ川上村を事例としてみれば、川上村では5町以下の小規模所有者が、所有者総数の7割近くを占めているのに対して、5町歩以上の大所有者は総数の約2%にすぎない。しかしこれら大所有者の所有する面積は実に私有林全体の84%に達している。そして彼等のほとんどすべてが村外在住の資本家であることが注目される。

### 第2節 林地集積の過程

本節では吉野林業の資本主義的發展を担当してきた代表的な林業資本家である北村、岡橋、中野、平井、谷、足達等の諸家について、林地集積のすがたを略述し、その結論として次のごとくいう。

一般に吉野の村々、とりわけ川上村は地形がけわしく、農業生産力が低く、住民は常に平野地帯との産物の交流によって生活してきた。したがってこの間に介在する商人たち、中でも上市町に在住する商人たちは各種日用物資の奥地諸部落への供給を通じて住民の経済生活に対して強い支配力

を振うに至った。そして自然的条件の劣った山村では、徳川時代中期以降しばしば発生した飢饉や天災の度ごとにこれら商人たちから消費資金を前借して急場を凌がねばならず、貸借関係を通じて奥地山村の経済はますます資本への従属を深めてゆく。そして平野地帯の商人が田畑抵当の金融を通じて次第に地主に転化していったのと同様に、吉野の山村では山林が消費資金の抵当物件となり、次々とこれら商人たちの手に帰していった。これらの商人資本の中で最も大規模に山林を集積し、かつ成功したのは北村家であった。

現在の大林業資本家たちはおおむね明治後半期に林業経営者としての地位を確立したといえる。

### 第3節 借地林業の現状

借地林制度は吉野地方特有の土地制度である。それは川上郷、小川郷を中心として発達しているが、土地の所有と経営とが分離する一種の資本家小作的な林業であり、植林活動の勃興期には外部から資本を導入するのに極めて便利な制度であった。

この制度の発生は、おそらく次のような事情にもとづくものであろう。

現在、川上村や小川村では私有地に関する借地契約が多いが、「吉野林業概要」にも指摘せられるように、この制度は元来おそらく部落の総有地を対象として発生したものであろう。以前はどこの部落でも地元民は共有の山林をもっていた。ただその中でも一部の住民全部の共有という普通の形態のほか、特に入之波では多くの山林はいわゆる「歩山」として所有せられていた。さて歩とは元来原生林の伐採利用によって生ずる収益の配分割合に関するものであったといわれるが、伐採跡地に再造林する段階になると地元民の大部分はかかる長期的な投資をおこなうだけの資本力を

もっていないので、歩山の共有者のうち資本力のある者が他の共有者の持前をも侵して植林を行うようになる。なお本来歩山や部落共有地では持分を地区外の人々に売却することは禁じられている筈であるが、外部からの急速な資本の進出の前にはかかる内規も程なく有名無実になり、やがて村外の資本家が進出し歩山の一部に地上権を設定して造林投資に着手する。このようにして土地所有から分離した借地林業経営が発生するわけである。一方これと平行して造林活動の浸透にともなう隠有地や歩山の私有化の過程も進んでいるので、資本力に乏しい小規模な林地所有者のうちには地代を目標として自己の所有地を一定期間外部の林業資本家に貸付けようとするものも生ずる。

借地林業は19世紀の初め、つまり外部の林業資本家たちが植林事業に着手した初期から明治の前半頃までは盛んであったようであるが、現在では全面積中に占める割合は川上村では13.4%、小川村では22.7%、四郷村では35.0%であり、この割合の発生地といわれる川上村では意外にすくない。

### 第3章 山林労働と労働組合

#### 第1節 労働過程と労働諸条件

##### (1) 労働過程

山林労働の過程は大別して造林労働過程と出材（伐木）出材労働過程の二つに分れる。

##### ① 造林労働過程

- イ 地割（地明）
- ロ 植付
- ハ 下刈
- ニ 除伐、つる切り
- ホ 枝打ち

##### ② 造林労働過程

- イ 伐木
- ロ 造材

##### ③ 出材労働過程

- イ 集材
- ロ 運材
- ハ 流送（筏）

##### ④ 作業組織

##### (2) 職種の定着度

地域において職種の定着度がことなる。

##### (3) 労働条件

##### ① 賃銀

山林労働の賃銀形態は大別すれば出来高賃銀と日給とであり、出来高賃

銀には個人と、組等の団体出来高とがある。この賃銀形態は必ずしも職種によって規定されるものではない。しかし一般的に言えば、日給は造林、架梁、修葺による出材労働に多く、出来高は伐木、造材、皮剥き等に一般的である。

② 労働時間、脈動日数

③ 生活状態

一般的に言ってきわめて低い水準にあるといえる。

## 第2節 雇傭関係と労働組合

### (1) 雇傭関係

従来の封建的関係はおおきく変化してきている。

### (2) 山林労働組合

吉野林業地帯では、今日全国の民有林林業地帯では比類をみないような山林労働組合の活動が展開されている。

## 第4章 吉野郡上北山村

### 第1節 村の概況

東西16軒、南北28軒にわたる広大な村。

村全体は行政上4大字——西原、河合、小椋、日川——と東、川組とに分けられている。

人口は約2,400人

田が4町7反、畑が22町8反、あわせて28町にみたない。

林野面積は2,785町で、これによっても村経済上における林業の重要性が知られよう。

### 第2節 徳川時代の上北山村

#### (1) 近世的村落の形成と構造

大和北山郷上組について、近世的村落形成の過程を概観すれば、中世期、室町末期までの間の動向は、吉野8郷中の1郷として荘園の形態で荘司によって分割統治され、また南朝由緒の地として諸役御免許の特権がめたえられていた。

弘治永祿の頃(1550年代)よりは群雄割拠の時勢のままに戦国動乱の渦中に巻込まれ北山勢として大いに武勇をはせたが、織豊政權によってなされた海内統一、それにつづく封建制の再編成ないしは農奴制再建の武断的、軍事的な体制整備の一連の政策実施はさけうべきものではなかった。

貢租増収政策の結果として、農民の生活は極度に貧困の状態に追込まれ、他方用材生産、貢租上納の資金上納の資金調達のために生産の基盤である山林田畑の売買、質入の増加をきたし農民の階層的差異、階層分化をすすめた。

## (2) 山林の所有、利用形態

一般に近世封建制下における山野のもつ性格は、貢租を負担する百姓を維持し、税源としての農業生産を疲弊させぬための肥料源として補助的に利用される農用林としての意味が強かったが、北山郷では補助的な意味における農用林としてではなく純然たる用材林として用益されていた。山林利用の内容が農用林としてか、用材林としてかの何れであらうと、山林の所有形態および利用の状態は、そのまま村落の構造に対応し、その特質を表現するもので、村落共同体の封建的秩序によって規制されているものである。

北山郷における山林の所有状態をみると、近世初期より山林はすでに私有化されていたことがうかがえる。

しかしこのような山林の所有、利用の状態も時代の推移と共に変遷し、延宝検地による中央集権的封建体制の強化、再編制の期を境に享保期に至ると、山林所有の移動の傾向があらわれてくる。もちろん、貢租徴収の強化によってその結果として小農民所有の山林の没入、譲渡、売買が増加したのであるが、他方拝借銀額の一定額化と、享保末年にこの地方をおそった飢饉によるところも大である。

# 「吉野林業論をめぐる諸問題」

半 田 良 一

1964. 1

林業経済 No. 183 所収

( pp. 26 ~ 32 )

[1] はじめに

① 半田氏の論文を貫いているものは、「吉野林業論」に対する氏の態度の明示と、笠井論文（「吉野林業の発展構造」）を対象にとり、その笠井所論の理解とこれに対する幾点かのアンチテーゼの提示によって、氏の「吉野林業論」に対する態度をより一層明確にしようとされた点にあるといえよう。

「吉野林業論」に対する半田氏の態度は、氏が「吉野林業の歴史および現状に関する事実をふまえて、なんらかの論理的な解釈ないし主張をすることをおこなう」と述べておられる点から、これをよみとることができる。

② ところで、戦前・戦後における吉野林業論研究の視角の違いについて、半田氏は次のごとく指摘されている。まず、戦前におけるその視角は「吉野がわが国最古の先進林業地であるということから、他の地方に対する優越性・特殊性を強調する傾向がうかがわれる」点にあるとされ、戦後、それも昭和30年前後からは、上述した戦前のそれと対蹠的な視角、すなわち「日本資本主義発展の過程の一環としての林業の普遍的な発展法則が吉野林業のうちにも貫徹しているか否か」という点にあるとされている。戦後はこの視角から研究がすすめられ、しかも「ここ数年来ようやく、いくつかの積極的な解釈が発表されはじめてきた」と述べられている。

③ そして、半田氏はこれら多くの研究の中から、笠井氏の「吉野林業の発展構造」を挙げられ、笠井氏の所論を、「多数の新しい史料類を整理引用しながら、かかる通説〔吉野林業の発展過程に関するこれまでのいちおうの通説〕に対して、いくつかの誤謬や欠陥を指摘し、氏自身の積極的な解釈を提示しておられる。とりわけ笠井論文の最大の功績は、借地林業に対する通説の誤りを正し、その本質が、他の先進林業地にも共通してみられる立木年季売買にはかならぬことを、立証した。」この「借地林業の

性格規定に因する笠井氏の分析は、きわめて精緻かつ明快である。この結果われわれは吉野林業論を、天竜・尾崎をふくむ先進地の林業一般の理論に照らして理解する端緒をえたといつてよい」と評価され、なおかつ「吉野林業論としての画期的な労作」であるとたたえられた。

④ 半田氏がかくのごとく評価され、かつたたえられた笠井氏の論文に対し、さらに半田氏自ら幾点ものアンチテーゼを提示されたこの論文から、私は、「吉野林業論」に取り組まれている半田氏の積極性と真剣さを察知することができた。そしてこのことのゆえに、半田氏の論文は、現在、共同研究の一頁として吉野林業研究に直面させられている私自身に、多くの点で貴重な示唆を与えていただいた。

⑤ 半田氏の論述の順序は、まず、はしがき部分において、さきに紹介したごとく、「吉野林業論」に因する戦前から戦後、現在に至る研究の系譜と視角、ならびに氏の論述を笠井氏の所論に沿ってすすめる点を示されたのち、次に、氏は、この論述の前論の意味で「吉野林業の通史とその特徴の概説」を行なわれた。半田氏の論述の本論は、笠井所論の評価とその所論に対するアンチテーゼの提示に因するものである。

⑥ ところで、私は、半田氏の論文から、氏の「吉野林業論」を理解する手懸りを得て、それを私の研究視角構築の参考にさせていただきたいと考えている。したがって、以下行なう整理は、氏の論述のうち上述した本論に相当する部分に焦点を合せてゆきたい。

⑦ この本論に相当する部分、なかんずく笠井所論に対するアンチテーゼは、大別すると次の3項よりなっている。すなわち、その第1点は、「農民的育林業」の発生に因する笠井氏の命題に対して。第2点は「『農民的育林業』の挫折の経緯、林内の林地は急速に村外資本の手に集積されてゆく」過程において問題になる「資本の性格」に関して。第3点は、こ

れら第1、第2点の考察につづいて「林地を集積した村外資本が、はじめて前期的商人の性格を異えていたことはむしろとうぜんとして、明治以後の展開過程のなかで産業資本への変質をとげることがまったくなかったかという」「吉野林業の資本主義化の評価」に因してである。

## [2] 「いわゆる『農民的育林業』について」

① 半田氏は、まず、「農民的育林業」に因する笠井氏の命題を要約されている。すなわち「吉野地方では、いわゆる村外の大山林地主が形成されるまえに、すでに徳川中期（高原のばあいには享保年間）から村持山の分解—個人所持化が進行していた。」そして「この分解は、地元農民による植林活動と対応して進展し、」「さらに分解が進むと地盤まで個人持になるわけだが、その中間の過程で、農民的小借地林業が出現する。」「そしてやがて、これら農民的育林業の挫折のうえに、林地・立木の村外流出—大山林地主の形成が進行する。」

② 半田氏は、次に、この笠井氏の農民的育林業の発生に因する命題が、吉野林業論研究に重要な問題を提起されたとして、「さらに立入った検討を要するのではないか」と述べ、以下、この命題に対して、半田氏自身の論点を提示されている。

半田氏が提示しようとした意図は、一つには、笠井氏が提起された「農民的育林業が存在した」ということの存否を論ずるまえに必要なことは、農民的育林業の概念を明確にすることであり、他の1つは、「農民的育林業が存在したという主張をみとめるにしても、」「いま一度「林業経済史の立場から」その主張を吟味する必要があるとされた点であった。

③ 半田氏は、上述した意図のうち、前者の問題、すなわち農民的育林業の概念を『前提としての農民的土地所有に基礎をおき、主として家族労

働によって行なわれる林産物の小商品生産』と規定されている。

そして、半田氏はこの概念規定にふまえて、笠井氏が吉野においてその存在を推論された農民的育林業について、「たとえば生産物販売の面などで、農民は共同体的諸関係に制約されることはなかったか」と問いかけるとともに、「幕末近くまで材木方の組織は村方に隷属していたように思われる。かかる流通組織下において、個々の農民が自由な商品生産を展開しえたのかどうか、検討の余地はないだろうか」と、この傾向に対する半田氏自身の見解を提示されている。

④ 次に、検査の問題、すなわち農民的育林業の存在を主張するために必要な林業経済史的視点からの吟味に関して、半田氏は、農民的林業が「どの程度まで進展していたかということ」の解明こそ重要であると、具体的に問題を提起された。さらにつづけて半田氏は、この提起した点を普遍する意味から「農民的林業の前提たる農民的土地所有そのものが、多分に『括弧つき』だったのではあるまいか」と問われた。

この問を設けられた背後に半田氏は、次のごとき疑問をもたれている。すなわち、笠井氏が挙げられているごとく高原部等では「立木だけが孤立に商品化し、地元農民からさらに村外者へと流出していくケースが多い」が、「この現象は、農民の地盤所有意識がまだ十分に成熟するまでの段階で、すなわちいわゆる『農民的育林業』が挫折してしまったことをものかたるとは解釈できないだろうか。」要するに、半田氏はここでの問題に対して「立木年季売買の現われる段階と土地つき売買の現われる段階との、村持山分解の進展度の差こそが、ここでは重要なのである」と、氏の見解を明示されている。

[3] 「『村外資本』の性格をめぐって」

① 「『農民的育林業』の挫折の結果、村内の林地は急速に村外資本の手に集積されてゆく。そこで問題になるのは、これらの資本の性格である。」

② 半田氏は、笠井氏が明治初期のころまでのいわゆる村外大山林地主の性格を「前期的商人・寄生地主と同一範疇にはいるものである」と規定したことについては、「理論的にはまったく正しい」と評価されている。

③ しかしながら、半田氏は上述②にひきつづいて、この大山林地主の性格規定に関して、次の点を問題にされた。すなわち、笠井所論でとり上げられている資本主義の初期段階においてではなく、「明治以後においてその中から〔村外資本の中から〕資本主義的な経営が成長しえたかどうか。」さらにいえば「ひとしく村外資本といっても、いかなる系列に属するものが主体であったか、さらにたちいって吟味する必要がある」という点である。

④ 氏は上述③の分析をすすめるに際して必要な各種村外資本の区分を、次のごとく提示された。

- i) 「木材の伐出・流送過程を直接に掌握した山方木材商人の系列」
- ii) 「木材の流送過程を支配し、前貸資本としても機能していた大阪・和歌山を中心とする特権的問屋資本」
- iii) 「木材の商品化には直接タッチせず、これとべつの分野で資本を蓄積した商人」

この提示のあと、「林業発展の論理からみてとくに重要なのは山方木材商人の展開過程であろう」と、氏の分析視点を明示されている。

なお、この氏の分析視点の明示の根拠になったものの一つとして、「和歌山問屋・大阪問屋・難波丸問屋のいずれもが、山元の死命を制するほどの強い支配力をもちえなかった」ことを明らかにされた森田孝氏の所論を

挙げている。

#### [4] 「吉野林業資本主義化の評価をめぐって」

① 最後に、「林地を集積した村外資本が、はじめ前期的商人の性格を異えていたことはむしろとうぜんとして、明治以後の展開過程のなかで産業資本への変遷をとげることがまったくなかったのか。」すなわち「現在の吉野林業の性格規定にも関連する」吉野林業の資本主義化の評価をめぐって問題を提起された。

② 上述①の問題提起すなわち「明治以後大山林地主はしたいに借地関係を整理して所有地を拡大し、また育林事業を強化している」関係を、笠井氏は、「近代的な資本＝産業資本としての成熟とはいえない」とみておられる。その理由として、笠井氏は、次の二点を挙げている。

- i) 「専業的林業労働者が広汎に成立していたとはいえ、彼等は部落支配の頂点に位置する山守に隷属し、部落秩序の枠をぬけたことは困難であった。」
- ii) 「山林地主はたんなる立木処分の段階にとどまるものが多く、伐出・製材など積極的な経営活動を行なわなかった」

③ この笠井所論に対し、半田氏は幾点かにわたってアンチテーゼを提出されている。

まず、第1の理由(②-i)について、次のごとく論述されている。  
「山守と地元林業労働者との間には、身分的支配関係も地主小作関係も事実として存在しない。また部落による共同体的規制といっても、規制の物質的基盤は存在せず、もはや残滓としての意味しかもたない。その明治以来川上村内の耕地面積は急激に縮少し、農業を放棄した専業的林業労働者層が増大している。彼等はやはり、自由な賃労働者の範疇として捉えら

るべきだと考える。そしてこれら賃労働者が広汎に存在するところ、そこには資本制的な生産関係が成立していると解釈してよいだろう」

次に、半田氏は笠井氏の挙げられた第2の理由(②-ii)について、上述の論述だけでは「資本制的生産関係の存否に直接関連するものでなく、いわゆる大山林地主じたいが近代的企業経営として展開してゆく基盤をそなえているかどうか、という設問に対する解答にほかならない。この点の判断は、論者が近代的企業経営のイメージをどのように形成しているかによつて、とうぜん異なってくる」と述べられ、以下、半田氏は、この設問に対して積極的な態度のもとで見解を明示された。

まず最初、この設問を解くために用いるメルファーマールを、「資本が継続かつ循環的な生産活動のために人的および物的組織を固定確立しているか否か」の点に求めることを明らかにされた。

そして、このメルファーマールのもとで、氏は、林業における近代的企業経営の性格規定と具備すべき必要条件を検討するとともに、合せて当野における林業経営の展開について、次のごとくその見解を明示された。すなわち「かかる人的物的組織の確立のためには、現在の技術段階では伐出過程を経営に内包することが不可欠であらう。その意味で笠井説のように、育林過程のみにタッチする山林所有者はがいして近代的企業経営の範疇に包摂しえない。しかしながら戦後の傾向として、北村象をはじめおもな大山林所有者は、伐出部門をしいに強化し一貫経営を指向しているように思われる。したがって、笠井氏が理解するよりも企業経営により近い内容をもつのではなかろうか、というものの、われわれもまた、彼等は企業経営たる資格を完全にそなえている、とは考えない。」

④ この理由(大山林所有者が企業経営たる資格を完全にそなえている、とは考えられない)として、半田氏は、次の二点を挙げられている。

i) 「第一に彼等が伐出業に着手するさいに、旧来の山守制度の制約を完全に排除しうるかどうか、疑問が多い。産業資本としての展開の方途からいえば、山守は伐出部門においてはせいぜい職制の地位にとどまり、育林過程の管理経営を中心とすべきであろう。しかし地主の所有する立木の買いつけ、伐出の下請けによって前期的利潤をえてきた多くの山守が、それほど簡単に性格を転換しうるであろうか」

ii) 「第二に、彼等は生産活動の基幹部分を担当すべき常備の労働者を擁していない。そこでは経営内部において資本と労働関係が正常な形で展開し、そのいみで資本が近代的成熟をとげる契機が欠けている。」「なおこの点に関連して附言すると、専業的日雇林業労働者をメンバーとする川上村林業労働組合は林業資本主義化の動向のもとでいかなる長期的方針をうち出すべきであろうか。常備化の方向を推進して現在の組合を企業別労組のゆるい連合体とするか、あるいは現在のすがたのままで、組合員の就労機会をふやすために共同事業を強化する方向をとるか、いずれかにヴィジョンを確定することが必要であろう。」

⑤ 以上③④では、吉野林業の資本主義化の評価をめぐって、それを否定的にみられた笠井所論と、それに対してアンチテーゼを提出するかたちで示された半田氏の見解を整理した。

冒頭でふれたごとく、吉野林業に関する共同研究において、経営的側面を担当することになっている私は、上述③④で明らかにされた笠井、半田両所論から、多くの貴重な示唆をうけた。例えばそのうちの一つは、次のごとき問題である。すなわち、林業に「経営」が存在するか否かを判断する視角として、半田氏が提示された上述のメルフマールに全面的に沿ってゆきたい。そして、この視角のもとで、

i) 半田氏が林業における「近代的企業経営」確立のためには、育林過程に加えて「伐出過程を経営に内包することが不可欠であるか」(傍点高木)どうか。

ii) また、林業には、そのような視角で捉えられる一貫経営(育林過程に加えて伐出過程を経営に内包する)の指向がみられるかどうか。

iii) さらにまた、林業経営をそのような視角で捉えようとする場合、山守はどのような機能を果たしているか、各々の経営が指向する方向によって(例えば、一貫経営指向とそうでない場合)、山守の機能がどのように異なるか。

「吉野林業を視察して」

大 内 晃

1956. 2

林業経済 No. 88 所収

( pp. 32 ~ 35 )

## [1] はじめに

① 現在、吉野林業に関する共同研究の中で、経営的接近を担当することになった私にとっては、この大内氏の論稿が、林業経営研究者としての氏の視角から吉野林業を捉えられているものであるだけに、この論稿から幾多の身近な示唆をうけた。

② 本論稿を一貫しているものは、氏の分析視角からみた吉野林業の変わりつつある側面と、殆んど変わらずにとどまっている側面の抽出であるといえよう。

③ この抽出を、氏は、これまで吉野林業の特色として挙げられていた「借地権制度」、「山守制度」、「樽丸生産」の3側面から行なっている。以下、項を改め、氏の論述を整理してゆきたい。

## [2] 「借地権制度のゆくえ」

① まず、戦後、川上村でみられた幾つかの事例を挙げておられる。すなわち、

- i) 「林地の売買がかなりあるようであるが、それらはかつて借地林であったところを、不況等のさいに村外資本家に売却するという形で所有権が村民から離れたのを逆に村民が買い戻すという事例が多い。」
- ii) 「往時とは異って、村民のなかに木材業を興ねる一部の有力な山守のように、自分で造林するだけの買力をもった人がかなりでてきている。」
- iii) 「村外の大山林所有者としては、かつてのように吉野での林業経営が有利でなくなっていることのほかに、戦後の農地改革等の影響もあって、大山林所有者に対する世論の悪化とか税金とくに相続税の過重なども加わって、山林所有の拡大には消極的になっており、条件の悪い所を次第に手離していくような気配があるようにみうけられる。」

② 次に、大内氏はこれらの事例から、「借地林制度」の将来について展望されている。すなわち、「不況時には逆に村内資産家への土地集中が進む可能性がありそうである。あるいは、以前よりはるかに高い地代で、村民が不在地主の土地に造林するという、これまでの借地林とは全く逆なことが行われるようになるかもしれない。そこまでいかなくとも、いま残っている借地林（多くは部落有地を対象としている）の造林者が対外資本家より地元資産家にすりかえられることになるかもしれない。いずれにしても、いままでの形の借地林が復活する見込は少ないようである。とにかく、形の上では資本主義的な林業とみられる借地林制度が、封建時代に発展し、資本主義の発展とともに衰退しているのは興味ある現象である。」

### [3] 「吉野林業の担い手としての山守」

① 山村（制度）のもつ機能を明らかにするため、まず最初、その実態を紹介されている。すなわち、

i) 「山守は山林の保護、監視はもとより、造林、伐採、ときには販売面までも山林所有者に代って担当している。したがって山守には信用のおける資産、人望を兼ね備えた人が選ばれている。」

ii) 「山守の報酬はふつう皆伐時に立木売価の5分ということになっているが、木材業を兼ねている人が多いので、素材生産での利益がそれに加えられる。」

iii) 「このように立木売価の多いほど山守の収入も多くなるので、価値の高い立派な森林を作り、かつそれを有利に販売することが山林所有者のみならず山守の利益にもなるので、山守は山林経営に対して最善をつくすことになる。」

iv) 「また川上村では、林業の専業労働者が多いので、それらの人達に年

間を通じて山仕事につけるように配慮しており、地元民にとっても山守制度は雇用量の増大と安定のために大きな役割を果たしている。」

② この結果、大内氏は山守制度の果す機能を、「土地生産力の増大（川上村では山林の大部分が不在地主のものであるにもかかわらず）、地元民の雇用量の増大と安全のために大きな効果をもたらしている」と、集約されている。

③ 大内氏は、山守制度の果す機能に関して、さらに追及され「山林所有者と山守の利益が一致するにしても、投下資本の効果的運用という面では必ずしも一致しないという点」は、若干の問題があるとされ、次のごとく普遍されている。すなわち「資本家（所有者）としては投下した資本を最も効果的に運用してできるだけ多くの利潤をあげることが望むのに、山守としては資本負担には直接関係がないので、たとえ資本の効率は下つても一定の面積の山林からできるだけ多くの粗収入（立木売却収入）をあげることが望むからである。すなわち、資本家としては資本の生産力の向上を望むのに対し、山守としては土地生産力の向上を望むというわけである」（傍点高木）。

④ 山守制度のもつ機能を、まとめの意味で「不在地主の山林経営組織」と、簡潔にして適切な表現のもとで提示されている。

⑤ 次に、この制度の将来の展望を、下記のごとく明らかにされている。すなわち、この制度は、「土地資源の合理的利用という国民経済的な立場からみても、地元民の雇用量の増大と安定という山村経済の立場からみても、一定の山林からできるだけ多くの収入を獲得するという私経済の立場からみても数多くの利点を持つものと思われるから、今後の川上村の山林の所有形態に大きな変化がない限り永続する制度であらう」

#### [4] 「生産目標の変化と森林の施業方法」

① 「生産材用途の変化〔樺丸より建築用材へ〕が山林の施業方法にどのような変化を与えているかをみるのが今回の視察の一つの目的であった、しかしこの変化ははじめ予想していたほどはまだ現われていなかった。」

② 「このように生産材が樺丸から建築材に変わったにもかかわらず、施業方法の変化が意外に少いのはどうしてであろうか。」この理由として、次の3点を挙げておられる。

- i) 「第一に考えられるのは伝統の力である。父祖伝来の造林方法が一朝一夕に変えられるものではないであろう。」
- ii) 「第二に、用途は変っても、やはり密植、間伐、高伐期の施業方法が最善であると考えている人が多い点があげられる。経営について大きな発言力を持つ山守は、前述したようにできるだけ価値の高い林を作つて限られた面積の山林からできるだけ多くの収入をあげ、傍ら地元の人になるべく多くの就労の機会を与えたいと考えているようであるから、そうした目的のためにはいままで通りの方法を続けるのが望ましいわけである。」
- iii) 「第三に、『世界一』とまで激賞された吉野林業に対する自負の気持、あるいは祖先の代からの努力によってこれまで維持されてきた美しい林相を悪くするようなことがあっては祖先に対してすまないといった気持なども強く働いているように思う。」

③ そして大内氏は、上掲した3つの理由について、さらに吟味を行なっている。ここで指摘されている点は、次の2点である。すなわち、これら3つの理由(i, ii, iii)は、相互に影響し合つて「施業方法の変化が阻止されてきたものと思うが、しかしこれらはいずれも永続的に変化を阻止する力はない。」本来、「永続性のある施業方法の基礎には、私有林を

はやはりソロバンに乗るという条件を欠かすことはできない。」

④ ③の問題をさらに追及するため、「建築材生産にきりかえられた現在において、極めて集約な吉野式施業を続けることが果してよくソロバンに乗るものであるかどうか疑問としない」との設問を設け、これに対して、次の幾つかの視角から接近されている。すなわち、i) 桜井市場における吉野産丸太と四国産丸太の価格差、ii) 交通機関の発達、運材方法の変化にともなう吉野地方における地利的優位性の後退、iii) 造林労費の高騰、iv) 連年価値成長率2〜3%という水準の実態が資本の効果的運用に及ぼす影響、v) 密植の結果大量に生産される足場丸太の将来における需要見通し。

#### [5] 「山林経営と村の生活」

① 本論稿の最後に、大内氏は個別経営についての概況聞取から「一口に村内外の大所有者といっても、山についての関心の度合とか経営方法はまちまちである。たとえば完備した管理組織をもつ大家と、そうでない小家とではかなり異なる」点を、指摘されている(傍点高木)。

② 大内氏が指摘されたごとく、山林所有者の林業経営に対してとられる行動というものは画一的ではなく、各所有者のおかれている社会的、経済的および経営的諸事情によって異なるのであるから、氏の指摘から、私は、私が今後吉野地方において経営調査を行なう際には、調査対象者のとり行動く林業経営に対し(る)を、個別にかつ細かい部分までも拾い上げ、それぞれの所有者が林業経営に対して抱いている関心、意図、経営成果を捉えてゆく必要があるという点について貴重な示唆をうけた。

③ 林業経営のすすめ方には②で指摘したごとき違いがあるが、しかしこの地方では「ふつうの山村とは異つて林業以外に仕事らしい仕事がなく、

主食をも山仕事からの収入で買っている8千人の村民の生活は、川上村より万々千町歩を占める村外の大所有者のやり方如何にかかっている。幸にして当村には山守制度が発達しているから、村民の生活を危くするようなやり方の行われるのをあるていど抑制することができるが、山守とても傭人であり、いざとなれば村民の生活よりも自分自身の生活を守らねばならないから、結局は山林所有者の考え方に村民の生活が支配されることになる」(傍点高木)

なお、この指摘の中においても、山林経営と村民の生活の間に立つ山守の機能の重要な一側面、いいかえると山守機能のもつ限界性が示されており、見落してはならない点だと考えている。

# 「大山林地主の成立——商人資本による山林所有の成立過程——」

阿部正昭 著

1962. 12.

日本林業調査会刊

(299 pp.)

# [1] は し が き

① 林業経済研究会 63年6月例会において、本書を中心とした討論会が開催され、その際、著者の阿部氏ならびにコメンターの筒井、鶴尾両氏によって、本書の紹介が行なわれ、かつその内容が会研究会会報 No. 62 (63年8月)に掲載された。また鶴尾氏は、さきに林業経済 No. 177 (63年7月)誌上において、本書の書評を行なわれた。

② 本書については、①のごとく既に幾度の紹介が行なわれているが、それにも拘らず、私がここで本書を紹介する意図は、吉野林業に関する共同研究のための準備の一階梯として、本書の課題すなわち「大山林地主成立の経済史的分析」が、いわゆる先進林業地なかんすく吉野林業地においてどのようにすすめられているかを知らるため、本書からそれに必要な諸事項を摘出し、再整理しようとするものにはかならない。

なお、本書の主要目次を掲げると、次のごとくである。

## 第1章 序 論

第1節 本書の課題と研究動向

第2節 林野問題の特徴

## 第2章 明治前期の林野制及と林業生産

第1節 明治初年の林野制及

第2節 林野官民有区分の実施過程

第3節 森林法草案・山林条令をめぐる動向

## 第3章 農業・林業の分離過程

第1節 明治初年における林業生産の地域性

第2節 農・林業未分離段階における林野利用と牛馬生産

第3節 明治中期以降における林業生産の地域的推移

## 第4章 大山林地主の諸類型

- 第1節 林野の私的所有の一般的検討
- 第2節 地頭的山林地主
- 第3節 商人的山林地主
- 第4節 特權的山林地主
- 第5節 資本制大企業による山林所有
- 第5章 大山林地主の成立過程 — 商人資本による山林所有 (1) 三重県尾鷲・土井家の事例
  - 第1節 幕末期の林産物商品化の発展と農民的林業経営および地主的林業経営
  - 第2節 土井家の山林集積過程
- 第6章 大山林地主の成立過程 — 商人資本による山林所有 (2) 和歌山県串本町・矢倉家の事例
  - 第1節 幕末期紀州南部における林業生産と山林所有の特徴
  - 第2節 和歌山県東・西牟婁郡下における明治初年の林業生産と林野所有
  - 第3節 矢倉家の山林集積過程
  - 第4節 明治期における山林地主の交替 — 佐藤家の没落と商人的山林地主(矢倉・鈴木)の成長
- 第7章 大山林地主の成立過程 — 商人資本による山林所有 (3) 静岡県天竜・松尾家の事例
  - 第1節 天竜川流域における林業発展
  - 第2節 商人としての松野家の活動と貨幣蓄積
  - 第3節 松野家の山林集積過程
  - 第4節 天竜川流域における山林地主の形成

# [1] 本書の課題と研究方法

① 本書の課題は、「山林地主とは、いかなる性格をもっていたのか? どのような性格の『資本』が山林所有に扱われたのか? 商人による山林集積の過程はどのように進められたのか」を明らかにすることにおかれている(凡そ)。

② 分析の焦点を先進林業地に当てる場合、この課題は次のごとく普遍される。すなわち「そこでは、農業の比重がきわめて低い小農民の萌芽的な林業小経営が、薪炭販売や木材生産のための小農民の萌芽的な林業小経営が、薪炭販売や木材生産のための小規模な植林行動を営みはじめた前史をもっていた。このような萌芽的な小経営が壊滅した土地のうえに、しばしば商人が山林地主として生れてきた。この過程で、小農民の一部は土地から切離され、他方、木材や薪炭は地主や商人の手によってではあれ『商品』として一般的に流通しはじめる必然性をもった。

この全過程において『資本』がどのように機能し、『土地所有』を自己に適合的な形態にかえていったのか、商人が山林地主化する具体的な筋道はどのようなものであったのか。」(凡そ)

③ 本書では、次の研究方法によって、上述した研究課題に接近しようとされている。すなわち、「○山林地主形成の基礎過程としての林業発展を、林産物商品化の発展と農業・林業の分離、という二側面から検討する。この二側面からみた経済発展の段階が、明治初年の土地制度改革と林野所有権の認定にどのような影響を与えたかをみる。

○ついで大山林地主の比率の高い地域のうち、古くからの林業地帯での経済発展と山林地主の土地集積の分析をおこなう、とくに個別山林地主が土地集積に向けた貨幣の蓄積を可能にした経済活動と土地集積へ過程を実証的に明らかにしたのち、山林経営の分析を果したい。」(pp. 26~27)

## [2] 「明治前期の林野制度と林業生産」(第2章)

① 第2章では、「明治初年に実施された『林野官民有区分』を中心とする林野制度上の諸問題を、明治初年における土地制度改革との関連、および林業における商品生産の発展の地域性という面から明らかに」されている(p. 7)。

② 第2章における分析は、i) 明治初年の林野制度、ii) 林野官民有区分、iii) 森林法草案、の3時点についてすすめられている。

ところで、冒頭に述べたごとき本書の要約意図からいって、私は、本章においてはとくに、そのうちの第1項における次の2点に注目したい。すなわち、明治初年の林野制度の事情に関しては、一般的には「私有林野の取扱方針は官民有区分以前にはなお全面的に確定してはいなかったと思われる。山林そのものに対する課税も確実にはおこなわれなかった。」(p. 38) しかし他方、「静岡県天竜川流域、三重県から和歌山県にかけての紀伊半島南部地域や奈良県吉野地方、その他の民間林業の先進地帯では旧藩時代に林産物に対する流通課税(二分口銀と呼ばれている)はあっても、林地そのものに対する課税は行なわれない場合が多かった。しかも実際的には、林産物の商品化の発展を媒介として、林野の私有化が進行していた。そしてこのような地域では山林所有権の隔隔をめぐる紛争が、明治初年にあらためて「官のものか」「民のものか」という形をとって対立することはほとんどおこりえなかった。」(pp. 38~39)

## [3] 「農業・林業の分離過程」(第3章)

① 第3章では、「明治初年の地租改正と林野の官民有区分がもたらした林野所有の地域性が、それぞれの地域の農業・林業の発展をどの程度反映していたのかという点」(p. 88)の解明に、分析の主題がおかれている。

② 分析は、i) 「明治初年における林業生産の地域性」 ii) 「農業・林業未分離段階における林野利用と牛馬生産」 iii) 「明治中期以降における林業生産の地域的推移」に大別されている。

③ 本書の要約意図からいって、本章における分析のうち、次の諸点に注目したい。

i) 「明治初年県単位でみた林産物生産総価額の上位10県は、5県までが私有林野比率90%以上、7県が85%以上と、いちじるしく私有林野比率の高い諸県であったことを確認することができる。」(p. 91)

当時、奈良県は私有林野率90%で、林産物生産総価額の上位5県の中に入っており、また、木材生産総価額中にしめるスギ・ヒノキ生産価額比率が80%以上に及び、全国上位8県に入っている。薪・炭についても生産額のウェイトは高く、奈良を含め山口、高知など上位5県で、全国新生産価額の35%をしめていた。

ii) 林産物生産総価額の上位20県について、明治16年~18年平均の山林売買頻度をみると、その頻度の「もっとも高い県は奈良である。奈良では、明治16年~18年平均数字で私有林野1000町歩当り平均山林売買金額規模は16円と、熊谷に比べてもっとも高い。さらに1000町歩当り林産物生産価額(明治7年)では1200円と、京都・奈良につぐ高さを示している」(p. 96~97)という実態を明らかにされ、さらに著者は、この実態の上にたって奈良をはじめ用材林地帯の形成について、次の点を明らかにされた。すなわち「つまり用材林地帯では、山林売買が一般化していたのに比べて、薪・炭生産地帯では山林売買を伴う割合が少なかったことを示していよう。奈良のように山林売買も多く、1000町歩当り林産物生産額も多かったということは、明治初年にすでに奈良県は用材林地帯としてでき上っていたことを意味するものと考えられる。」(p. 98)

なお、山林売買頻度は(1/年間平均の売買山林実額と県内私有林総地価額の百分率)×(実際に売買された山林の法定地価額と実際の売買金額の比)によって求められている。

iii) ii) で明らかにされた明治の初期にすでに形成されていた奈良をはじめとする各用材林地帯の、その後の推移を、着書は下表のごとく一表に整理し、林業生産の地域的推移を分析されている。

用材地帯の推移

| 区 分 |    | 明治36年 |      |      | 明治41年 |      |          | 大正2年 |      |          |
|-----|----|-------|------|------|-------|------|----------|------|------|----------|
|     |    | 生産量   | 生産価額 | 尺ノ平均 | 生産量   | 生産価額 | 木材価格尺ノ平均 | 生産量  | 生産価額 | 木材価格尺ノ平均 |
| 静岡  | 用材 | 782   | 102  | 2.5  | 82    | 115  | 1.4      | 49   | 141  | 2.9      |
|     | 杉  | 21    | 45   | 2.2  | 23    | 71   | 3.4      | 26   | 93   | 3.5      |
| 三重  | 用材 | 96    | 99   | 1.0  | 77    | 210  | 2.7      | 59   | 151  | 2.6      |
|     | 杉  | 25    | 47   | 1.9  | 49    | 125  | 2.5      | 36   | 94   | 2.7      |
| 奈良  | 用材 | 62    | 112  | 1.9  | 51    | 172  | 3.4      | 65   | 200  | 3.0      |
|     | 杉  | 43    | 79   | 1.9  | 33    | 125  | 3.9      | 28   | 105  | 3.8      |
| 茨城  | 用材 | 212   | 435  | 2.1  | 62    | 161  | 2.6      | 19   | 70   | 3.7      |
|     | 杉  | 75    | 142  | 1.9  | 24    | 61   | 2.5      | 11   | 38   | 3.4      |
| 栃木  | 用材 | 98    | 165  | 1.7  | 32    | 61   | 1.5      | 31   | 89   | 2.9      |
|     | 杉  | 36    | 57   | 2.6  | 23    | 44   | 1.7      | 18   | 51   | 2.9      |

農商務省統計表より作成

(p. 128)

そして、この整理表を分析し、奈良県における林業生産の地域的推移を次のごとくうきざりされている。すなわち「明治初年から中期にかけて、すでに用材生産地域となっていた奈良県では、用材生産数量の点でみれば明治36年から大正2年にかけて、5%の伸びを示したにすぎない。明治

41年の数字では20%に近い減少傾向にあったことに注意しておこう。しかし生産価額でみれば、生産数量の減少にもかかわらず、2倍に近い増加を示している。このような傾向は木材価格の前述したような高騰が、旧来からの用材生産地で有利に作用したことの反映だったとみてよいだろう」(p. 128)

iv) 本章の最後において、上掲表の分析の帰結と次章で山林地主の諸類型を問題にする契機について、次のごとく述べ章をむすんでおられる。すなわち「以上みたように、明治期から昭和初期にかけて、用材林生産地帯として旧来からの奈良に加えて三重、次いで静岡・宮崎などが加わってきている。これら諸県では、生産価額の増大とともに、平均用材価格が全国平均を大幅に上回って有利なものとなっていた。この地域で用材林を中心とする林業の発展がみられ、そのなかで山林地主が成立進出したのであった。」「一方、宮崎・岩手では明治末年から大正期に林産物新増、大正末年から昭和期にかけては、とくに木炭生産を中心に林産物が飛躍的に伸びている。このような発展は鉄道、道路の普及によるところが大きかった。この時期になって、旧来よりの地頭的系譜をもった山林地主と、農民が林野利用をめぐる矛盾を数化させるにいたったのである。」(p. 130)

#### [4] 「大山林地主の諸類型」(第4章)

① 第4章では、「それぞれの地域に成立した山林地主の類型化」が行なわれている。すなわち、まず、「林野の私的所有の一般的検討」を行ない、その帰結として「一般的傾向をもつ大規模山林所有層は、第1章でかんたんにみたように、いくつかの異なった系譜と内容をもって成立しているのであり、その山林所有拡大の過程の特徴をほぼ次の4類型に分けることができる。

- 1 地頭的山林地主 — しばしば旧小作制度を伴っている。
- 2 商人的山林地主 — 商業活動にもとづく蓄積を挺子に山林集中を行なっている。
- 3 特權的山林地主 — 明治初年に官有林野の払下げによる旧華族、政商による土地所有としての原因をもつ。
- 4 資本家的山林地主 — 資本主義的大企業業の山林所有 — 鉾山備林、パルプ会社などの原料備林を中心として成立した山林地主」(p. 138)

② 大山林地主に関する上述の4類型の提示を行なったのち、次に、各類型について詳細な分析を行なっている。ところで、以下においては、本要約意図に沿って、これらのうちとくに商人的山林地主の類型の分析に注目したい。

③ 着者が行なわれた商人的山林地主の性格規定について、注目したい点を、以下摘出する。

i) 商人的山林地主の系譜とその成長の基盤について 「商人的山林地主は、大規模な山林地主のなかで林業の進んだ地帯に成立した一般的山林地主がその主流をなしている。しばしば『山持ち』とか『林業家』と呼ばれているこの種の山林地主は、それぞれの地域において林産物の商品化が小農民の手によっても部分的には行ないえたという、地域的な経済の発展をその基盤として成長した。」(p. 149)

ii) 商人的山林地主と資本の性格について 「彼ら〔商人的山林地主〕の山林購入に投ぜられた貨幣の蓄積は、規模の差はあれ各種の商業活動によつていた……」(p. 149) 「商人的山林地主においては、ある時期以降林業経営に集中した場合を含めて、林業経営に対する比重の置き方が時期によりさまざまである場合が多く、貨幣蓄積の方法も単に流通面

にのみ止まらず、時には『資本』として生産面に、または時としては単なる高利貸的に運用されたりした。しかし何れの場合をふくめても、林業のすすんだ地帯での山林への投資は、単なる地代取得以上に有利にまわる場合が一般であったといえる。」(p. 149)

iii) 商人的山林地主と地頭的山林地主の異同点について。共通点：「山林地主としての蓄積の系譜は、商業活動をもっているという点ではここでいう商人的山林地主と地頭的山林地主のうちの新らしく抬頭した山林地主とで共通する点をもっている。」(p. 149) 相異点：「たなもつとも異なる点は、前者〔商人的山林地主〕が小農民による林業経営 — 林野の個別利用 — の上に成立つていたのに反して、後者〔地頭的山林地主〕の場合は、小農民による個別林野利用成立以前の土地所有形態をそのまま引継いだということである。」(p. 149)

③ 本章では、「林業生産の歴史のふろさと山林地主の経済的規模」の2つの理由から、吉野地方をとり上げ、「明治期における経済条件の変化と、山林地主の動向」から、商人的山林地主の成立過程の分析がすすめられている。

i) 林業生産の展開とその基盤の確立 (pp. 150~153)

a) 奈良県の全用材生産価額(木炭生産価額)のうち吉野郡の占める割合は、明治21年70% (15%)、明治26年86% (31%)、明治31年83% (72%)と圧倒的に多いく急増している。

b) このような林産物商品化の著しい増大は、明治20年から30年にかけて、この地方における林野の利用内容を大幅にかえた。すなわち、草山の減少傾向と人工林の増大が顕著となると同時に、その草山への人工造林の進行にともなう、林野利用形態、林野所有形態の変化および土地所有の移動の活発化をもたらした。

しかしまた、明治35年の統計書によると吉野郡では、当時、私有林総面積中50年生以上の山林面積が28%にも及び、その大部分がスギ、ヒノキの人工造林地であったことが知られる。このことは、明治35年より少くとも100年首（19世紀の前半以前）から、この地方では、スギ、ヒノキを中心とする人工造林が広くすすめられていたことを物語っている。

c) この地方における公有林については、人工造林比率が高くかつそのうちで50年生以上のスギ、ヒノキの人工造林面積比率も高いという点、上述した私有林の場合と同様な事情にあった。この事情とともにさらに注目したい事柄は、公有林におけるそのような事柄が、吉野以外の他の公有林地域ではほとんど見られないと指摘されている点である。以下ひきつづき、この点に関する著者の分析を整理してみたい。

d) 上述 c) の事情は、川上村などにみられるごとく林野の所有権は村（旧村）に属し、立木は立木一代限りという制限つきで村外居住者によって所有されている部落有林野 = 旧村惣山上で、いわゆる『借地』林業が普及したことによるものである。

e) しかし、立木所有者と地盤所有者たる村との間には、幾つかの紛争が生じた。けれどもその紛争によって、漸次立木所有者の土地所有 = 地盤所有は促進された。

f) 以上のごとき林産物商品化の拡大、森林構成の充実および立木所有者の土地 = 地盤所有の促進などの諸事情の反映によって、明治初年から中期にかけては山林の売買がひろく行なわれ、その過程で山林地主は土地所有を拡大していった。

## ii) 山林の売買と『借地』林業制度の衰退 (pp. 153~154)

a) 土地売買金額中山林売買金額の占める比率は 吉野郡では、明治初年

以降 全中期、さらに全後期にかけて増加傾向をたどり、しかもその売買が、単なる土地のみでなく立木を含むものであった。

b) 明治後期、吉野郡における土地売買件数は、県全体の25%、また土地売買価額の37%に当っており、なかでも『立木』、『立木・地所連帯』売買額は、県全体の80%強に及んでいた。このうち『立木』のみの売買が『立木・地所』売買の1/8程度になっていることは、吉野地方におけるいわゆる『借地』林業制度の衰退傾向を示していると考えられる。

## iii) 山林地主の形成 — 川上村における分析 — (pp. 154~162)

a) 山林地主形成の契機は、徳川時代中期に、村惣山に対する村民による共同植林が進まず林野の使用収益を中心とするいわば「地上権」を売却することが、植分け制度と共に普及したことによる。

b) 明治の初年、川上村高原地区についてみると、林野の大部分は村 = 部落有林野であり、土地所有の面では村 = 部落有という形式をのこしながらも、林産物の商品化のいちじるしい発展に伴って、農民層の分解はいちじるしくすすんだ。同時にまた、立木所有の階層差と、その村外流出はいちじるしくすすんだ。

c) 明治初年高原地区でみられた上述の立木所有の村外流出傾向は、明治中期にかけて一層強まった。すなわち、所有立木見積価額からみると、明治36年には、村外所有の比率は明治6年の96%から93%に増加し — 川上村内で高原区外を入れば92.6% —、高原区内の立木所有のほとんど全部が部落外に流出していたことがわかる。そして、その流出は、立木所有の村外上層へいちじるしく集中している傾向を示している。しかも、その村外上層者（14名）のうち、吉野郡内の所有者は2名にすぎず、他は奈良県平担部ないし県外所有者であった。

d) 上述 c) のごとく、立木のほとんど 100% が村外所有者の手中にあった高原部落では、部落民と村外立木所有者との間に階級対立を生みだし、漸次その激しさを増していった。しかし、その対立、紛争は、後者すなわち村外立木所有者の利害に沿って解決されていった。

そのことは、当時すでに、有力な経済的・政治的基礎をもっていた村外立木所有者層が、高原区の共同体的規制を自己の体制下に組み入れることに成功したことを意味する。

こうして村外立木所有者と地盤所有者たる旧村（区）との間の共棲関係は、前者のイニシヤティブの下での共棲に変質した。

e) 林産物の商品化を進行させるために必要とする道路開き、および小学校など公共施設建設のために必要とする経費調達のため、各旧村、部落は、その必要経費を村外の商人の立木所有者より高利貸的金融に頼った。そして、その債務整理のため、各旧村、部落は、所有山林を手放していった。

f) 大和山林会に結集して、山林地主層の階級的利益のために運動をつづけていた山林地主の上層は、漸次県内の最有力層に上昇していった。

g) 次に、著者は、明治中期から大正中期にわたる奈良県多額納税者の変遷から、この地方における山林地主の形成をあとづけられている。

まず、明治 27 年当時の租税体系をみると、それは地租中心であった。現在この地方で著名な林業家として知られている北村氏、岡橋氏についてみると、当時の多額納税者名簿に、岡橋氏は 30 位前後に記載されており、北村氏は名簿に記載されていなかった。しかし著者は、このことを岡橋・北村両氏の経済的蓄積の値々として解されず、むしろ両氏は、林産物の流通過程での前期的資本としての性格をよかつたため、当時の地租中心の租税体系にはのってこなかったとみられる。

次に、明治 37 年ごろは事情が少し変わってくる。すなわち、一方では、岡橋・北村両氏が 3 位と 5 位で新しく抬頭する。なお、両氏の場合は、国税中に占める地租比率は相変らず低い。しかし山林所得であったとみられる土地からの所得税分が多いことに特徴がある。また他方では、明治 25 年から 37 年にひきつづき残った栗山氏他 5 名は、何れもこの時期に吉野郡において土地所有を振替えている。このことは、この時期に平坦部の地主層が山林地主化しつつあった事情の反映とみられる。

明治 44 年においては、前記岡橋・北村両氏の地位は不動で、また山林地主化した栗山氏、その他著名な林業家の土倉氏が目立ってきている。

大正 7 年に至ると、大山林地主の経済的地位は固まってきた。また、耕地地主としての系譜をあまりもたない山林地主も抬頭してきた。当時国税 2000 円以上の多額納税者の上位 8 名（岡橋・北村・栗山の各氏を含め）は、すべて大和山林会員で占められていた。これらの山林地主は、何れもこの時期においては、木材商人・金融業などの系譜にたつて成立してきた層である。

最後に著者は、以上のような事実を先進的な林業地帯では、明治末期に大山林地主が階級としても成立してきたことを示していると述べ、本項 g) の分析をしめくくっておられる。

#### [5] 「大山林地主の成立過程 — 商人資本による山林所有 — 」(第 5 章 7 章)

① これらの諸章では、林業発展つまり木材の商品化がもっとも早くすすんだ先進的な林業地における商人的山林地主の形成を、それら地域の代表的な山林地主の成立過程の社会・経済史的事例研究によって明らかにされている。

なお、その事例研究は、第5章で三重県尾鷲、土井系（主に分家を対象にされている）、第6章で和歌山県串本町、天倉系、第7章で静岡県天竜、松野系をとり上げてすすめられている。

② これら3事例研究による『山林地主成立過程の特徴』を、葛尾氏は本書の書評において、次のごとく一表に整理され、提示されている。

山林地主成立過程の特徴

| 区分     |       | 地主名              | 土井系（分家）                             | 天倉系                                    | 松野系                                       |
|--------|-------|------------------|-------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 山林の集積  | 系 譜   |                  | 大庄屋（明和、安永頃）<br>農屋、材木屋、漆器製造<br>（明治初） | 水産、加工業（藩制期）<br>捕鯨業（明治初）串本銀<br>行創設（明20） | 農氏（文化2）、行商（同2）<br>炭屋（天保期）板板生屋<br>移出来（安政後） |
|        | 始 期   |                  | 宝永1（1704）                           | 正徳4（1714）                              | 天保4（1833）                                 |
|        | 面 積   | 審政期              | 明和1～文化14                            | 宝暦1～明和2、天保2～<br>嘉永3                    | —                                         |
|        |       | 明治期              | 明治初～20                              | 明治末～大正初                                | 明治12～30、大正1～<br>昭和3                       |
|        | 形 式   |                  | 永代売買と年季売買（村外）                       | ？                                      | 単なる売買と年季売買                                |
|        | 規 模   | 時 期              | 明治初、明治31年                           | 明治3                                    | 明治1、昭和3                                   |
|        |       | 規模               | 104カ所、186町                          | 234カ所（440町 <sup>PT</sup> +α）           | 193町、3641町                                |
|        | 対 象   | 所 有              | 個人持山と村持山                            | 個人持山と村持山                               | 個人持山                                      |
|        |       | 内 容              | 主に幼令、中令の既植林                         | 主に土山                                   | 主に既植林（村内）<br>伐跡、雑木山（村外）                   |
|        | 植 林   |                  | 宝暦年間                                | ？                                      | 慶応2、スギ1万本余                                |
| 伐採（面積） |       | 明35～40、年平均11千円   | ？                                   | 大正8～12、年平均19千円                         |                                           |
| プラスの循環 | 時 期   | 明和7～安永6          | ？                                   | 明治22～26                                |                                           |
|        | 購入／販売 | 年平均25/80両        | ？                                   | 年平均234/275月                            |                                           |
| 参 考    |       | 昭和23年、1,000町余（台） | 昭和23年、5,000町余（台）                    | 昭和30年、400町余（台）                         |                                           |

（林業経済 No. 177, p. 38）

## ② 山林地主の成立過程における主要な問題点（その1）——土井系（分家）の分析から——

i) 『プラスの循環』：着者は、自己所有山林からの立木販売収入が山林購入費用を恒常的に上まわりはじめるという条件によって、さらに山林集積がすすめられる場合を『プラスの循環』がはじまったと述べられ、この『プラスの循環』を山林地主としての経営確立の必要条件とされている。

土井系において『プラスの循環』が顕著にみられた時期は、一つは、上掲葛尾氏の整理表に示されているごとく、明和・安永期（18世紀後半）から文政・弘化期（19世紀初頭）にわたっており、他の一つは、明治初期から中期にわたってであった。

### ii) 山林の購入——その形式、対象山林、時期——

山林経営成立の必要条件および山林地主の性格の検討のためには、上述i)の『プラスの循環』の問題と表裏一体をなす山林購入形式および購入対象山林の内容の解明を行なわれている。いま、この問題について着者が明らかにされた諸点のうちから、以下幾点かを抽出したい。

a) 土井系の山林購入形式は、村内の場合は永代売買、村外の場合は年季売買の形式がそれぞれ多かった。

b) 村外の個人から山林を購入する場合には、山林の売り手から、その村の中で土井系と特定の結びつきをもった特定個人（土井系の山守）に売買されたのち、直ちに、その特定個人から土井系に売却されるという形式がしばしばとられた。

c) 売買山林には、個人所有林と村持林野の2種類があった。そして土井系は、そのうち後者の山林を直接購入して、その山林所有を拡大した。

d) 購入山林の多くは、樹令からみて幼令・中令の既植林地が多かった。

え) 天保期に買入れた村持山は『杉・松山』であった。このことは、購入以前に、すでに、割山制度をとった農民による植林か、または村によって村持山へスギ、ヒノキが植林されたことを物語っており、注目される。

ふ) 18世紀後半から19世紀初頭にひきつづいて、土井家では、明治30年代を一つの画期として、再度、山林経営に積極的に乗りだした。そしてその背景として、著者は、木材価格の急騰とその騰貴を現実に収益の増加ということに結びつけることができた山林所有の大きさを挙げておられる。さらにこの問題を補足して、著者は、収益の増加ということに結びつけ得た立木収入の増加は、その時期までの既植林地の集積があってはじめて可能であったと述べられている。

### iii) 商人的山林地主土井家の成立 (p. 176)

明治中期以降、商品流通のいかに激しい発展に伴って、商業活動の範囲が広まり、かつ深まるにつれて、土井家の資本は、必然的に広い市場圏の下での競争裡にたたされた。著者は、さらにつづけて、商人的山林地主土井家の成立と土井家が山林経営を指向していったプロセスについて、以下のごとく述べておられる。すなわち、上に指摘した競争による利潤率の低下と、他の資本との競争の中で、商業活動に向けられていた資本は引上げられ、再度山林に投ぜられたのではないかと思われる、おそらく前期的な商業利潤と他の資本との競争に対する配慮が、土井家をして再び安定的な山林経営への道——レントナー化——をえらばせたといえよう。

### ④ 山林地主の成立過程における主要な問題点(その2)——矢倉家の分析から—— (pp. 228~242)

#### i) 明治期の山林集積過程にみられる山林所有と経営の分離の萌芽

明治期の山林集積過程の分析にとり上げられたのは、矢倉家の所有している山林の所在村のうち、史料の関係から、串本をはじめ旧5カ村だけで

あるが、しかしこれら5カ村についてみると、土地集積の重点が時期的にそれぞれ異なっている。

ところで、ここで私が注目したいのは、著者が串本5カ村のうち矢倉家の山林集積が最も少なかった村において、矢倉家の山林経営の一つの特徴がみられると指摘されている点である。

すなわち、串本周辺では『杉・松山』として立木のみを購入しており、その際、地盤所有をおこなわないという立木売買形式をとっている点である。

そしてまた、立木所有権者は、立木伐採価額の $\frac{1}{10}$ を土地＝地代部分として、土地所有者に支払うという形式をとっており、ここに一種の『借地林業』ともいうべき所有と経営の分離の萌芽形態がみられた。

もっともその後(明治後期)、このような形の経営の発展はみられず、土地所有権の多くも矢倉家に集中した。そして著者は、最後に、このように一度できかけた山林の所有と経営の分離が、何故発展しなかったかの説明は、今後の課題として残されている。

近代土地制度史研究叢書 第三卷  
林野制度の発展と山村経済

笠井恭悦 著

1964

(お茶の水書房)

# 目 次

|       |                |    |
|-------|----------------|----|
| 第 1 章 | 林野所有権の形成       |    |
| 第 1 節 | 林野改組の政策過程      |    |
| 第 2 節 | 廃藩置縣前後の領主的林野処分 |    |
| 第 3 節 | 林野改組の実施過程      |    |
| 第 2 章 | 経済発展と林野制度      |    |
| 第 1 節 | 林野所有の地域的概観     |    |
| 第 2 節 | 入会林野の成立と展開     |    |
| 第 3 節 | 経済発展と林野の所有・利用  |    |
| 第 3 章 | 明治以降の吉野林業の発達   | 67 |
| 第 1 節 | 立木法制の確立過程      | 67 |
| 第 2 節 | 大山林地主の形成と林業労働者 | 70 |
| 第 3 節 | 木材の流通構造        | 77 |
| 第 4 節 | 木材口銀の廃止と口役紙の変貌 | 82 |
| 第 5 節 | 結 論            | 85 |

## (はじめに)

本書は以上のような構成で、経済発展と林野制度の展開を全国的視野で整理されているが、ここでは吉野林業に関する研究をまとめた第3章だけの要約を試みた。第1節～第4節まではノートする要領で論旨を要約する形で整理し、第5節は原文そのままかかげた。

笠井氏の吉野林業研究は、これまでの借地林業という通説に対する批判を展開したもので、極めて高く評価され、すでに林業経済研究者によ

ってもつぎのように紹介され、学会でも論議されている。

- (1) 兼岩芳夫 書評 笠井恭悦著「吉野林業の発展構造」  
林業経済 16.178
- (2) 半田良一 「吉野林業論をめぐる諸問題」 〃 16.183

### 第3章 明治以降の吉野林業の発達

#### 第1節 立木法則の確立過程

- ① 本節では、地券交付・林野改組に際して政府が、土地所有者を優先し、立木はすべて土地に帰属すべきものという方針をとったため、立木の権利をめぐる紛争が吉野地方で起り、結局「立木法」成立にまでいたるがその経過と問題点を明らかにする。
- ② まず、ア 明治初年の立木の売買・譲渡・質入・買入、では明治初年の立木売買の実態を明らかにし、イ 奈良地方における立木登記特例の成立、を述べ、最後に、ウ 立木法成立にいたる経過と問題点を整理している。

#### 1 明治初年の立木の売買・譲渡・質入・買入

- ① 明治6年地租改正事業が本格化すると、政府は私有山林全体にも一般地券を交付し所有権を確定することになったが、その対象は山林の地盤所有者がえられ、立木は土地に附属するものとの政府側の立場が貫かれた。
- ② 明治6年10月「地所質入書入規則」の発布後、質担当という土地担保権の設定は戸長役場で奥書割印という公証手続をとることとなり、立木についてはそれまでどおりに戸長の奥書によっていた。
- ③ 明治10年5月、当時の堺県令税所等は、戸長の奥書による立木の売買・質入・書入の効力を宣告した。
- ④ 戸長の奥書の否認というと、立木の所有権は保護されなくなるため、吉野地方の林業者にとって致命的な大問題となり、反対請願を継続し、ついに明治10年11月、立木のみの売買・担当・質入について村総代

などが加印して公証することが許可された。

## 2 奈良地方における立木登記特例の成立

- ① 旧登記法は明治ノ九年八月公布となり翌年の二月から施行され、山林については土地と立木を別個にした登記は認められず、立木は土地の附属物として土地登記により才三者に対抗しうるものとなった。
- ② このため立木所有者の立場は不利なものとなり、立木所有者＝林業家はこの解決のため、明治ノ九年奈良県知事に対し、『立木台帳ヲ調製シ而シテ各村々ニ立木取扱人タルモノヲ確定シ之ヲ御公認ノ上立木付登記ニ付テハ譲取扱人ノ証明アルニアラサレハ登記公証ヲ与ヘサル様』すべきことを請願し、川上・小川の両郷はそれぞれ『立木取扱規定を制定し、かつ立木取扱人姓名簿を提出し許可を得た。
- ③ 明治ノ十二年、立木のみの売買、假入書入についても登記をおこなうよう吉野地方の大林業家数名が代表となり奈良県知事に請願し、明治ノ十三年吉野地方にかぎっての特別取扱として許可を得ることに成功した。

## 3 立木法成立にいたる経緯と問題点

- ① 明治ノ十二年「不動産登記法」(明治ノ十年民法にもとづく)の実施によって「立木登記」は否定される。
- ② そのため、立木のみの売買したり、これを借権の担保に供するはあいには、明治ノ十三年に公布された「地上権に関する法律」にもとづいて特別に地上権を設定しなければならなくなった。すなわち、立木売買は借地権から地上権売買の形式にかわることになった。
- ③ 折しも明治ノ十年前後から材価騰貴にともなう植林熱が高まり、また吉野地方に地方銀行が誕生して林業への融資も可能となった条件下で、

明治民法(明治ノ十年施行)、不動産登記法(明治ノ十二年施行)の登場は、吉野地方の林業家＝立木所有者にとって困ったことであり、再三にわたる請願が行なわれたが才ノ目は明治ノ十二年四月、大和山林会々員ノ名を代表して北村宗四郎、中野利右エ門、岡橋清三、栗山藤作の四名が県知事に請願、才ノ目は同年八月司法大臣に請願、才ノ目は同年ノ十二月同じく司法大臣に請願)

- ④ 請願運動はその後も引きつづきおこなわれ、その結果明治ノ十三年才ノ目帝国議会に政府より「立竹木に関する法律案」が提出されたが可決されなかった。
  - ⑤ 明治ノ十四年ふたたび政府から「立木に関する法律案」が提案され、一部修正のうえ可決され、同年四月「立木に関する法律」が公布され、翌年からは実施され、この法律にもとづいて立木は所有権保存登記によって不動産とみなされるに到った。
- かくて立木は、民法施行以前に吉野地方でおこなわれたと同様に土地と分離して譲渡または抵当権の目的とすることが可能となった。そして立木所有権は、土地所有権・地上権とは別個の権利としてみとめられ、全国にわたって法的にも保護されることになり、かねてからの念願であった立木を担保としての金融も容易にみとめられるにいたった。
- ⑥ 立木法の制定により立木所有者の権利は保護されたが、逆に歩口金の確保が困難となり土地所有者の利益が阻害されることになったため、土地所有者、区有地の管理にあたる部落代表者の間に不満がおき、歩口金確保の運動がおこり、各方面に請願がなされ、その結果明治ノ十四年「立木の先取特権に関する法律案」として修正可決され、立木法とともに実施され、これによってたゞ立木が才三者に売買または抵当となってもその伐採時の地代金は先取特権のあるものとして、土地所有者の

権利が保護されることになった。

## 第2節 大山林地主の形成と林業労働者

- ① 第1節にみた立木法の成立以後も、川上村における借地林業がそれほど進展しなかった。このことは杉検立木や林地の売買がさかんだったことを意味する。事実、明治期にいたってからも、杉検立木ばかりでなく、林地までも集中と村外への流出が一層はげしくなった。そして林地自体の処分についていえば、共有林野の一括しての大面积売却がおこなわれる傾向がつかまった。かくて明治末期には、村外大山林地主の所有する林野の比重が圧倒的に高いといった現況に近い状態に達した。
- ② 本節では、以上の諸点をふくむ明治期における吉野林業の発展過程について論ずる。

### 1 共有林野の分解過程

#### (1) 明治期における共有林分解の部落差

- ① 吉野林業地(川上)においては区有山林が多く、これを対象として借地林業がさかんだったという説があるが、事実としては、幕末までには川上郷内の村持山の分解はかなりすすんでいたし、明治前期にいたってからもはげしかった。

すなわち、明治22年の区有林総面積は約3700町歩(山林総面積の27%)となっており、明治36年には約2400町歩(同19%)にまで減少している。

- ② つぎに部落別には区有林の状況をみると、明治22年当時すでに区有林が皆無か、きわめて少ない部落が相当数にのぼっている。これらの部落

は一つには村内の最下流に位置する東川をはじめとして吉野川中下流ぞいの諸部落(井戸・人知・迫・大迫・西河・大滝・台川渡)である。区有林がすくないもう一つの地域は村内奥地の諸部落(入之波・伯母谷・上多古・神之谷)などである。

- ③ 区有林が未分解のまま存続しているのは井戸・上谷・武木・中興・高原・北塩谷の順位となり、区有林の山林総面積に占める比率は50%をこえている。

#### (2) 共有林分解の実態

- ① 明治24年～同29年にいたる期間の区有林の処分状況を東川他4部落についてみると、合計61筆、1328町にもおよんでいる。
- ② 売却された理由は(a)学校建築と(b)道路開墾である。
- ③ 区有林の買手は村内有力者と村外買屋家がその主なるものだった。

#### (3) 部落有林野の整理統一

- ① 大正7、10の基本調査の結果、川上村の部落有林野は台帳面積2608町歩あった。大正13年現在では988町歩が統一を完了し、残存部落有林野面積は1620町歩となった。
- ② 以上にみられる川上村の部落有林野整理統一の実態は、川上林業学校設立のため各区の部落有林野の半分をその基金として供出させられたのを原因として、具体的には部落有林野の村有林への移管(台帳面積98町歩、実測235町歩)、村内外への売却が行われた。かくて昭和18年現在の公有林野は県有204町歩、村有211町歩、部落有775町歩に減少した。
- ③ 現在にいたるまで実質的な部落共有林野がある程度まとまった形で存

在しているのは大滝（大滝修身会ノヲヲ町歩、同会と西河部落の共有林野ノ45町歩）、井光、中興などごく少数の部落にかぎられている。

## 2 大山林地主の形成

### (1) 借地林業の推移

- ① 高原村における慶応3年～明治ノア年までの山林売却状況によると杉・松・山くすなわち杉・松・立木）が7割以上をしめ、次に雑木山で、跡地売却は約1割といった少なさである。跡地売却のうち年季つきのものだけが字義どおり借地林業となるから、以上の結果から借地林業が少ないことが推測できる。

第Ⅲ-12表 川上村におけるK家の借地林業  
(明治以降)

| 年                    | 代 | 件数  | 面積    |
|----------------------|---|-----|-------|
| 明治 1～10 (1868～1877)  |   | 34  | 7.1   |
| 11～20 (1878～1887)    |   | 32  | 4.4   |
| 21～30 (1888～1897)    |   | 40  | 10.3  |
| 31～40 (1898～1907)    |   | 41  | 21.8  |
| 明治41～大正5 (1908～1916) |   | 29  | 42.5  |
| 大正6～15 (1917～1926)   |   | 20  | 349.5 |
| 昭和年代 (1927～)         |   | 25  | 3.7   |
| 明治以降の小計              |   | 371 | 446.3 |
| 江戸時代の小計              |   | 154 | 41.8  |
| 合                    | 計 | 505 | 488.1 |

(注) 林業発達史調査会「吉野林業発達史」44頁より。  
K家とは北村家をさすものとあられる。  
原表によると、件数合計505件、おなじく面積488町歩と  
なっているが、計算の誤差は上表のものと若干異なる。

- ② 大山林地主たる北村家の借地林業の状況をみると、立木所有権にたいする法的措置と関係あることがわかる。北村家はもともと借地林業が量的に少なかったが、この傾向は明治期以降も存続し、それでも立木の地上権登記が可能となった明治30年代にいたると、借地林業が若干増加し、つづいて立木法

が成立した明治42年以降はさらに拡大し、大正期には全盛となり、昭和期にはいと急減している。

- ③ 北村家の事実からもわかるように、明治33年に立木の地上権登記が可能になってからは一般に地上権設定として借地林業がさかんになった。そしてこれが共有地を対象としておこなわれたことにも特色がある。すなわち明治33年10月中にはやくも20件、ノ29町歩余の共有地にたいして地上権設定がおこなわれた。
- ④ 川上村の土倉村長は代金1500円で高原の共有地200町歩に村有の地上権を設定しかかる助向の光顧をつけたことから、川上村における共有地を対象とした借地林業の隆盛が誇張されて伝えられているが、実際は必ずしもそうでなく共有地の処分がさかんに行なわれた。

### (2) 林地の集積過程

- ① 大山林所有者の部落別所有面積は大山林所有者の形成過程を理解するうえに有力な手がかりをあたえてくれる。すなわち吉野川の中・下流部落で林業が早期に発達し、共有林の分解にもとづく小農民的林業が展開した地方でこの小農民的林業者を対象にしておこなった山林集中は面的には小さくてもその価値は大きかった。これと反対に、異地の山林（共有林であるばあいが多い）を一挙に大面積集中したばあいは、その山林のもつ価値は低い。もちろん、林業発達史の歴史からみた山林売買は、前者が基本的である。

要するに、小農民的林業の挫折にともなう山林集中や里山・部落近傍林の買得のみによっては大山林地主たりえないのである。

- ② 以上の事実を典型的には北村本家にみられる。岡橋家は江戸時代から山林買入れを活発におこなっていたが、東川はじめ下流部落が中心で経

消性の高い山林が多かった。大面積の集積は明治後期から大正期におこなわれている。地主で米商人をかねていた中野家のばあいは、江戸時代から吉野川中流の諸部郷を対象に山林買得をおこなったことを除くと、岡橋系と類似した山林集積のタイプをもっている（以上江戸時代よりの集積者）。

第Ⅲ-15表 大山林地主の林地集積過程

| 年 代   | 北村家                            | 岡橋家                            | 中野家                            | 平井家                           | 谷 家                           | 足達家                           |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 明治 20 | 2800 <sup>町</sup>              | 208 <sup>町</sup>               | 163 <sup>町</sup>               | 24 <sup>町</sup>               | 0 <sup>町</sup>                | 2 <sup>町</sup>                |
| 23    | 3460                           | 234                            | 212                            | 91                            | 1                             | 2                             |
| 28    | 3660                           | 246                            | 260                            | 391                           | 4                             | 7                             |
| 33    | 3760                           | 298                            | 284                            | 424                           | 9                             | 7                             |
| 38    | 3740                           | 368                            | 294                            | 461                           | 31                            | 7                             |
| 43    | 3830                           | 443                            | 576                            | 526                           | 29                            | 8                             |
| 大正 4  | 3860                           | 786                            | 655                            | 530                           | 64                            | 24                            |
| 9     | 4090                           | 809                            | 665                            | 538                           | 102                           | 24                            |
| 14    | 4160                           | 1145                           | 685                            | 544                           | 116                           | 26                            |
| 昭和 5  | 4220                           | 1189                           | 692                            | 555                           | 125                           | 107                           |
| 10    | 4340                           | 1271                           | 751                            | 560                           | 167                           | 119                           |
| 15    | 4480                           | 1320                           | 758                            | 560                           | 180                           | 138                           |
| 20    | 4710                           | 1322                           | 763                            | 560                           | 167                           | 127                           |
| 25    | 4760                           | 1323                           | 762                            | 503                           | 219                           | 125                           |
| 29    | 4680                           | 1322                           | 772                            | 453                           | 237                           | 124                           |
| 明治 20 | 62 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> | 16 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> | 21 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> | 5 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> | 0 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> | 2 <sup>%</sup> - <sup>町</sup> |
| 23    | 74 650                         | 18 26                          | 27 49                          | 20 67                         | 0 1                           | 2 4                           |
| 28    | 78 200                         | 19 12                          | 34 48                          | 86 300                        | 2 3                           | 6 5                           |

| 年 代   | 北村家                              | 岡橋家                             | 中野家                             | 平井家                             | 谷 家                           | 足達家                           |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 明治 33 | 80 <sup>%</sup> 100 <sup>町</sup> | 23 <sup>%</sup> 52 <sup>町</sup> | 37 <sup>%</sup> 24 <sup>町</sup> | 94 <sup>%</sup> 33 <sup>町</sup> | 4 <sup>%</sup> 5 <sup>町</sup> | 6 <sup>%</sup> 0 <sup>町</sup> |
| 38    | 80 - 20                          | 28 70                           | 38 10                           | 102 37                          | 13 22                         | 6 0                           |
| 43    | 82 90                            | 34 75                           | 75 282                          | 116 65                          | 12 - 2                        | 6 1                           |
| 大正 4  | 82 30                            | 60 343                          | 85 77                           | 117 4                           | 27 35                         | 19 16                         |
| 9     | 87 230                           | 61 23                           | 86 10                           | 119 8                           | 43 38                         | 20 0                          |
| 14    | 87 70                            | 87 336                          | 89 20                           | 120 6                           | 49 14                         | 21 2                          |
| 昭和 5  | 90 60                            | 90 44                           | 90 7                            | 122 11                          | 53 8                          | 86 81                         |
| 10    | 93 120                           | 96 22                           | 97 59                           | 124 5                           | 71 42                         | 95 82                         |
| 15    | 96 140                           | 100 44                          | 98 7                            | 124 0                           | 76 13                         | 103 19                        |
| 20    | 101 230                          | 100 2                           | 97 5                            | 124 0                           | 71 - 13                       | 102 - 11                      |
| 25    | 102 50                           | 100 1                           | 99 - 1                          | 111 - 57                        | 93 52                         | 100 - 2                       |
| 29    | 100 - 80                         | 100 - 1                         | 100 10                          | 100 - 50                        | 100 18                        | 100 - 1                       |

(注) 京大「林業地帯」27頁より作成。

表の下段のうち左欄は昭和29年の林地面積を100とした百分比、右欄は前年度にたいする林地の増減面積(減少のばあいはマイナス記号)をしめす。ただし面積は川上村のほかは上北山、小川、四郎村をふくむ。

### 3 林業労働者の動向

#### (1) 林業労働者の一般的状态

- ① 山林労働者は山守に隷属し、かつ、部落内もしくは、近傍部落で自宅から通勤可能な地域の作業に従事するのを常としていた。1人の山守のもとに通常5、6名から10数名の山林労働者が従っていた。この山守は親方と呼ばれ、その下に労働者のなかから、組頭が1人えらばれた。山守に直属している一般の労働者は常日雇の名をもって呼ばれた。

- ② 労働者の状態は劣悪で、一般に米・味噌・衣類などの現物をふくめて、賃金の前借にしばられているばかりも少なくなかった。

### (2) 高原部落の労働問題

- ① 村外地主である中野家は高原部落に山守として上平家をおいたが、上平家の不正行為が発端となり、山守解任となり、中野家と区民の対立を生じ、請願巡査の配置という事態にまで発展した。
- ② この事件の経過は、借地林業が実は山林所有者が自己の利益の一部を山守に与えることによってこれを被属させ、さらには地元氏一般をも安全に掌握する手段にほかならなかった、というこの間の事情を物語るものである。

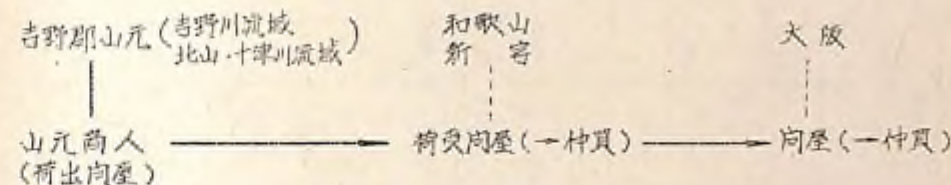
### (3) 東川部落の林業労働組合

- ① 明治35年、近藤親方の組と上平親方の組は余りほどの仕事があったのに、他の組や常日働でない者はなかったことから、実力伐採がおこなわれ、陪同労働者が皆で仕事を分けることとなった。
- ② この事件の教訓によって明治36年組合の結成をみた。組合活動の基礎をなす積立金を3%ずつ徴収したことにみられるように、その活動は活発であった。
- ③ 東川に端を発した組合運動はしだいに川上村の全域におよび、大正末期には村内大半の部落に組合がつくられ、東川にみられた地元労働者の仕事の確保は川上村山林労働組合の大きな主張となっていた。

## 第3節 木材の流通構造

### 1 概 観

- ① 徳川時代の流通過程は次のごとくである。



- ② 吉野川本・支流においても、古くから木材流送のための河川の開き・整備が進行し、宝暦3年(1753)にはすでに川上郷の最奥地入之波村まで筏流が可能になっていた。木材の流送範囲の拡大によって林業は進展したが、これによって利益をえたのは、流通過程において実権を握っていた木材商人と山林経営者であった。
- ③ 明治期をとうじて、川上郷の木材移出量の90%以上は筏流によっておこなわれ、大正期には木材移出量の70~80%、昭和期にはいっけからもその10年代以前には50%までが流送に依存していた。
- ④ 吉野郡産出材のうち吉野川流域の流下筏は北山・十津川流域よりも多

第III-16表 吉野材の筏流

| 筏流域 | 筏床数    | 木 目 数     | 地元上代    | 筏束大数 | 筏束/人<br>平均賃金 | 年間筏<br>流下日数 | 筏流下<br>距離 | 川渡賃    |
|-----|--------|-----------|---------|------|--------------|-------------|-----------|--------|
| 北山川 | 10,000 | 50,000    | 28,000  | 120  | 1.75         | 365         | 28        | 2,000  |
| 十津川 | 14,280 | 71,430    | 40,000  | 100  | 1.50         | 365         | 20        | 3,000  |
| 吉野川 | 42,250 | 1,455,000 | 235,482 | 250  | 3.00         | 240         | 23        | 10,000 |

(注) 奈良県庁「筏関係一併」より作成、明治21年頃の数字である。

筏の大きさは、北山川は中4尺、長さ2間半/束として7束(14間)で1舞である。

十津川は中8尺、長さ20~25間で1舞となる。

吉野川は中8尺、長さ25~30間で1舞である。

く、また吉野川流下材は明治10年代には6割前後、明治30年頃には約8割が和歌山で販売されている。

第Ⅲ-17表 吉野川の流下材

|       | 木数  | 原数 | 代金   | 1床平均値 |
|-------|-----|----|------|-------|
| 明治10年 | 151 | 52 | 262  | 5.00  |
| 11    | 136 | 52 | 311  | 6.03  |
| 12    | 162 | 58 | 400  | 6.89  |
| 13    | 180 | 61 | 545  | 9.10  |
| 14    | 148 | 56 | 600  | 10.68 |
| 15    | 157 | 50 | 483  | 9.69  |
| 16    | 113 | 36 | 345  | 9.70  |
| 17    | 121 | 36 | 311  | 8.77  |
| 28    | 199 | 63 | 906  | 14.53 |
| 29    | 183 | 59 | 971  | 16.37 |
| 30    | 174 | 62 | 1118 | 18.46 |
| 31    | 199 | 56 | 1032 | 18.12 |
| 32    | 194 | 58 | 1236 | 21.25 |
| 33    | 160 | 45 | 929  | 20.47 |

(注) 明治10~15年は「大日本山林会報」41号「362」~3頁、同17年は同上246号35頁、同28~33年は「吉野林業案内」143頁。

第Ⅲ-18表 吉野材木産業組合和歌山港販売材木商

|       | 木数  | 原数 | 代金   | 1床平均値 |
|-------|-----|----|------|-------|
| 明治15年 | 118 | 35 | 350  | 10.01 |
| 16    | 122 | 38 | 294  | 7.80  |
| 17    | 76  | 22 | 130  | 5.87  |
| 18    | 78  | 22 | 107  | 4.81  |
| 19    | 131 | 39 | 200  | 5.11  |
| 20    | 121 | 36 | 224  | 6.16  |
| 21    | 136 | 40 | 286  | 7.10  |
| 22    | 107 | 31 | 224  | 7.22  |
| 23    | 86  | 25 | 172  | 7.03  |
| 24    | 147 | 40 | 296  | 7.34  |
| 25    | 126 | 40 | 349  | 8.82  |
| 26    | 148 | 41 | 400  | 9.97  |
| 27    | 143 | 44 | 471  | 10.71 |
| 28    | 160 | 53 | 773  | 14.68 |
| 29    | 152 | 51 | 846  | 16.58 |
| 30    | 151 | 54 | 963  | 17.87 |
| 31    | 173 | 48 | 861  | 18.16 |
| 32    | 165 | 48 | 1058 | 22.09 |
| 33    | 129 | 36 | 773  | 21.40 |

(注) 明治15~28年は奈良県庁「和歌山材木協賛一件書類」、同29~33年は「吉野林業案内」144頁。

## 2 木材商人

### (1) 山元の木材商人

① 幕末期においては、山元木材商として雇用労働に依存する「重立商人」

と「小前商人」がいた。

② 郡中材木方は、近世郡藩統治機構(村方役人・庄屋—大庄屋)とは別に、郡の中で所領を同じうする地域をブロッツとして、特に林業面を管轄するものであった。木材の伐出加工、運材、河川整備や山林墾営などあらゆる面にわたって管理をおこなう組織で、有力な地元木材商人がその幹部となっていた。また郡中木材方は各部門の林業労働者にたいして組織的に対抗し、もって木材商人自らの利益を守ったことも重要である(業者による統一賃金の申し合せ)。

③ 川上郷をふくむ6ヶ郷の郡中材木方の組織は次のごとくで、郡中材木方の幹部は「行司」と呼ばれ、吉野郡大川郷を統轄するものとして材木方大行司、各郷からそれぞれ大行司、行司、さらに川上郷内の各保からは行司というように、合計16名がおかれていた。各行司中には山林所有者や地元木材商人として有力なものが選任され、例えば池田郷行司は上市の北村又左エ門、川上郷行司は大滝村の土倉

第Ⅲ-19表 郡中材木方行司

| 職名     | 郷  | 村   |
|--------|----|-----|
| 材木方大行司 | 川上 | 井戸  |
| 〃      | 〃  | 高原  |
| 黒滝郷    | 黒滝 | 赤滝  |
| 西興郷    | 西興 | 城戸  |
| 池田郷行司  | 池田 | 上市  |
| 川上郷    | 川上 | 東川  |
| 七保     | 〃  | 道   |
| 四保     | 〃  | 下多古 |
| 大保     | 〃  | 大迫  |
| 小川郷    | 小川 | 小   |
| 〃      | 〃  | 鶯歌口 |
| 黒滝郷    | 黒滝 | 脇川  |
| 西興郷    | 〃  | 黒瀬  |
| 〃      | 〃  | 岩瀬  |
| 中庄郷    | 中庄 | 程尾  |
| 〃      | 〃  | 植井  |

(注) 1) 橋島泉「川上村史」285~6頁。

2) 川上郷のうち七保は塩屋、人知村をのぞく西明カカ村、西保は白川渡村をのぞく中部カカ村、大保は和田、上多古、神谷村をのぞいたカカ村である。

3) これは明治2年の事実で、当然のことながら大行司、行司の出郷郷・村は年代によって異なる。

庄三郎であった。

- ④ 山元木材商人の仲間組織が郡中材木方にははかならなかつたが、これを恵比壽講とも呼んだ。この山元木材商人は、木材流通の観点からは荷主としてその出発点に立った。特権的な木材流通組織が完成すると、木材取引の利益がえられなくなり、材木方による直売が行なわれた。直売により不利をこうむる和歌山の木材問屋と仲買人はその対抗策として山元まで木材の「出買」に進出した。そして問屋、仲買の株仲間制度が廃止となった明治以降においても、例外的に資力の大きいものをのぞいては、山元の木材商人は前期的資本としての木材問屋へ従属するはめが受かった。

- ⑤ 明治初年までつづいた郡中材木方は、明治8年の地租改正のさい廃止となり、翌9年純然たる私設団体として吉野材木方になった。明治17年に同業組合準則により、はじめく吉野材産業組合として発足し、明治35年重要物産同業組合法によって法人組織としての認可を受け、各郷の支部は独立して各組合となり、その本部は吉野材木産業組合連合会と称するに至った。

以上のごとく材木方から産業組合へと変遷したが、木材商人は強固な組織を構築して自らの利益の進展をはかった（木材の検査、問屋金の徴収、吉野木材の販路の拡張、林業労働者の保護取締（賃金協定をふくむ）後衆税の反対、「歩引」の撤廃運動等々。）

## (2) 荷受問屋

（資料の關係を新宮市場をみる）

- ① 新宮市場の木材取引機構をみると、林主（山主）——仕出人（荷主）——問屋——卸売業（仲買）——小割業・押丸業という形式をとっている。

る。

- ② 木材問屋の口銭は売上高の3%であった。
- ③ 明治初年の木材問屋の株仲間制度の廃止は、木材取引上のいちおうの近代化をもたらした。明治はもちろん大正に入ってから問屋は山元の材木商人にたいして圧倒的に有利な立場に立っていた。

## (2) 大阪木材問屋

- ① 大阪築城を契機として大阪木材商人の発生がみられ、元和7年（1620）には材木置場を道頓堀南岸に開設したが、これが材木市場の発端となった。諸国の木材が来着し市況盛んとなり問屋仲買の区別が起り、承応3年（1654）には竹木商全衆の取締をする「木人材木屋」が町奉行令によりもうけられた。

- ② 問屋仲買の分化は、強固な仲間組織を成立させ、家材木屋組、船材木屋組、その他フ組が結成され、その後仲買仲間では「七組仲買仲間」と称する一仲間として宝暦5年（1755）に公認された。仲買は問屋に従属する地位にあるが、その人数の多いことと活動力によって問屋を圧するに至っている（例えば市留）。

- ③ 問屋は当初土佐材木問屋、尾張問屋、……など諸国懸り問屋の性格をもっていたが、次第に大阪材木問屋として自立化してくる。また大小問屋の区分がみられ、大問屋は市場たる「旗」を有するもの、小問屋はそれを有せざるものといつてよい。

- ④ 木材問屋営業は藩政権力によってその特権的地位が与えられていた。そして荷主からの木材は一度は必ず問屋をとすことになっていた。すなわち問屋は、荷主としての木材の自由な流通を拒否し、これによって大きな利益をあげていた。このため、幕藩権力にたいしては異加金の賦

課に充てるほかに、御用金の支払もしなければならなかった。問屋は、形式的には推力の支配下に立ちながらも、実質的にはこれと両棲関係にあり、前期的商業資本としての役割を演じつつ莫大に（前期的）利潤を収得していた。なお問屋の利潤は一般的な問屋口銭のほかに荷主への前貸活動、廻船主への貸方、送荷保管の蔵敷料徴集などからも得ていた。

### 3 木材問屋の山林集中

- ① 吉野川上郡を中心とした地方において、小農民的林業が挫折せざるをえなかった原因の一つは、木材の流通過程における問屋、仲買制度の果たした役割が大きい。ここでは山林買得者としての木材商人の進出の跡をみる。
- ② 木材商人としての近江屋休兵衛は、大阪木材問屋の一人であったが、慶応3年（1867）から明治3年（1870）に吉野林業地を対象にして全体で42件、78筆の山林を、主として流賣によって獲得している。

## 第4節 木材口銀の廃止と口役銀の変貌

### 1 紀州岩出における木材口銀の廃止

- ① 和歌山藩は同国船戸村（＝岩田）に出張所を設け、吉野郡中よりの流下木材に対し口役銀（代銀ノ貢目ニ付自取）を課していたが、これは吉野地方産出の木材口銀のうちもっとも苛酷なものであった。

明治2年における岩出口銀の総額は1万3千両に達し、このうち川上郡は40%を占めていた。

- ② 明治維新後、木材口銀の撤廃運動が具体化し、明治2年には吉野郡産・物材木商人の惣代たる川上郡武木村の四郎助らが岩出口銀の廃止を奈良

府に歎願し、以後吉野郡民の抗議、歎願は再三にわたり、結局明治4年廃止されるにいたった。

### 2 問屋金の成立

- ① 五条代官所で取立てていた木材口銀ならびにその一部をもつてあてていた吉野郡民へ下附の口役銀は、明治4年廃止された。
- ② 口役銀が全廃されると、官民協議のうえ、吉野郡中からの流下材について、和歌山・大阪港までの売却代金100円につき5円の割合をもって流通税を徴収することになり、これを甘金と呼んだ。この甘金は奈良県が保管し、郡中郷民の振育に用いられ（主として林業開発のための河川・道路の整備など）、また非常のさいにそなえて預立られていた。
- ③ 地租改正にともなう雑税廃止によって伏木運上銀は全国的に撤廃され、明治7年吉野全郡関係の地方と材木方との協議の上問屋金と称し、材木売上代金100円につき金5円を各地において引留ることとし、その取立方は材木方へ委託し手数料として1円を収めることになった。
- ④ 明治22年、吉野郡材木産業組合の通常会において、従前の問屋金は各郷限りで取扱うことに決定した。ただし川上郡のみは従前の慣行を維持し、名称も問屋金としてそのまま存続させた。

### 3 木材移出特別税

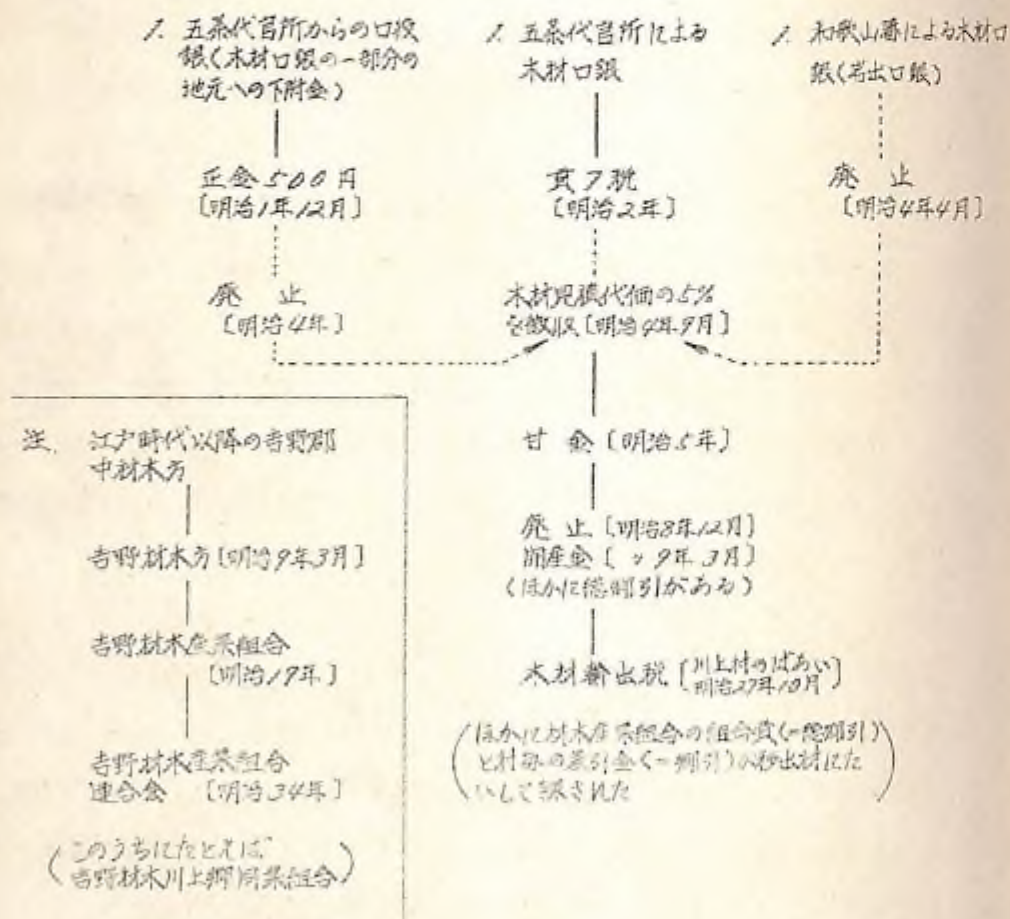
- ① 問屋金も、町村制に基礎をおく確固たるものにする必要に迫られ、特別税賦課の形式に改めることを、明治27年8月川上村助役より内務・大蔵両大臣に請願され、明治27年7月許可された（材木8%の課率）。
- ② 明治28年、8%という高率の税額を課する特別税の取消について、吉野材木産業組合および大山林所有者から内務・大蔵両大臣宛に請願書

が提出された。

- ③ 明治30年、川上村の木材輸出税は材木売代金100月に付5月に改正された。その後大正7年、同11年、同13年、昭和14年に川上村特別税の一部改正が実施された。

なお川上村の昭和13年度の村財政をみると、歳入予算26万円のうち特別税収は12万余円を占めていた。

- ④ 木材口銀および口役銀の明治以降の変遷を要約すると次のごとくである。



## 第5節 結 論

1 従来、吉野川上地方を中心にしていわゆる借地林業が展開してきたといわれている。しかし、江戸時代の各種文書を見ていくかぎりでは借地林業なる言葉はみあたらない。この借地林業という表現があらわれてくるのは明治初期以降のことである。いわゆる借地林業の意味するところは、資本対質労働の関係を労使協調のそれとしてとらえた理解の延長上で、資本をもつものは資本、土地のあるものは土地、労働力を有するものは労働、とそれぞれ分に応じた提供をなし、相互に依存しあいつつ有林事業をすすめてきたことにある。そしてこれは当然に、資力をもつものの側から主張されたのである。最初に借地林業なる表現がみいだされるのは明治初期の吉野材木方の記録においてである。これが北村象の手になる『吉野林業概要』に引きつがれ、現在の通説を形成する根拠となった。このようにして、吉野川上地方においては、江戸時代中期より明治・大正期をつうじて借地林業がさかんとなり借地林業家、土地所有者、労働者が相互扶助の美風のもとに著名な民間先進林業地を形成してきた、との通説が生まれるにいたった。そして現在では、この借地林業をもって資本制生産とみなす見解さえ生まれてきている。

ところで江戸時代の文書を見ていくかぎりでは、借地林業と規定されたものが必ずしもその実態をそなえたものではないことがわかる。借地林業なる表現がなくとも実質的な借地林業が展開していればその存在を否定することはできない。だが、主として山林売買証文の検討をつうじてあきらかになった事実、字義とおりの借地林契約は少なく、立木のみのか立木・土地共の山林売買が多かったということである。このばあい、立木のみの売買は立木ノ代向あるいは一定年季間のいわゆる山林年季売買の形式をとったために、意識・無意識のうちに字義とおりの借地林業と混同される結

果をまねいた。もちろん江戸時代および明治以降においても、享義どおりの借地林業が存在しなかったわけではない。しかし、突発的に借地林契約と考えられるばあいでも、その後の経過において、借地者が土地自体の購入にまでおよぶことが少なくなかった。こうなると、借地林業家は通常の山林地主へ移行したことになる。以上、借地林業の再検討をとおしてみてきた事実、村外の大借地林業家と呼ばれてきたもののばあい、とくにあってはまるのである。かれらは山林立木の年季買入れをなし、あるいはすでに林地までの集積をおこなっていて、享義どおりの借地林業をいとなむことが少なかった。

2 つぎに、この地方における大山林地主形成の過程で重要なことは、これまで比較的等閑にふされてきた以下の事実である。すなわちそれは、地元において主として村共有山の分解にもとづく小農民的育林業（間伐材収入が少なくなかった）が発生し、これが挫折のうえに村外大山林地主が形成されていったことである。この小農民的育林業は初発には村共有山にたいする事実上の侵蝕であるところの植出しにはじまり、さらに植分制度へと発展していった。これが進展の窮極においては、地盤までにいたる小農民的林野所持が生まれるにいたった。この個人所持山林が吉野川沿岸の近傍村へ流出し、やがて遠隔地の商人・地主へ移転し、しだいに不在大山林所有者が形成されていった。この過程において、村共有山が直接に村外大山林所有者の手中に帰することもすでに江戸時代から存在していたが、このような動向も、小農民的育林業の発生がその基礎にあったからにはほかならない。とにかく、小農民的育林業が地元において成立し、それが挫折し、村外への流出をまねき、さらに不在大山林地主が形成されていった、という系列がこの地方の林野所有形成の基本的方向だったわけである。吉野

川上地方にみられた山林年季売買の状況は他の民間林業の先進地にもあらわれた事実である。たとえば、紀伊半島南部の各地や天竜のばあいも同様である。ここでも大・中山林地主の形成過程にあつて、小農民的育林業の発生とその挫折が存在した。

ここで、小農民的育林業が挫折し、山林の村外流出が進行した原因はどこにあるのだろうか。つぎにこの点について考察してみよう。

(1) この地方の農業は自然的条件の劣悪さと耕地の極端な零細性のために、きわめて不振であった。そのため主食の大半も村外からの供給にまたなければならなかった。時には飢饉におそわれ、多数の餓死者をだすことさえあった。そこで農業によって生活を維持しながら育林業をいとなんでいく条件にかけていた。かくして、不時の出資にやなえての財産備蓄としての植林地も、これを維持していくことが困難であった。

(2) 育林業以外——たとえば農業——によって生活を可能たらしめえなくても、育林業自体によって生活を維持することは論理のうえではできないことではない。このばあい、小育林業から出発する拡大再生産の方向が実現されなければならないが、しかしこれはきわめて困難である。この困難性はひとつには育林業の長期性にあり、生産の初期には資金や労力の投下のみがあつて、成木からの収入は後年になってからしか実現しないからである。

(3) つぎに、村内者の山林喪失と村外大山林地主形成の原因として、村内における商人・耕地地主の発生しなかったことが指摘されている。たしかに耕地面積の極端にとぼしいこの地方で地主の発生する余地はなかった。また、農村工業や一般の商業をつうじて商人の生まれてくる可能性もなかった。しかしこの地方の主産物たる林業において、その生産・流通のなかから蓄積をおこなうことは可能であった。林業生産のうち育林業にか

れば(1)・(2)のべたごとく、小生産者からの上昇の途は困難であった。ただ林地所有者として天然林地代を有利に収得する条件にめぐまれるならば、このような上昇がまったく不可能であったわけではない。また、地元の伐出業者・木材商人として発展しつつ山林地主へ成長する方向も考えられる。現実においてもまた伐出・流通関係の華衆にたずさわることにもよって土倉・井上のごとき村内大山林地主も発生した。ほかには現在にいたるまでの在村中・小地主が存在する。これらのなかには部落支配の頂点にたつ立場から天然林地代を収得する機会にめぐまれるものがあつた。あるいはまた、山守層として立木代金の一部を取得し、伐出業者・木材商人をかねるものがあつた。しかし木材の流通過程においては、天然林伐出の時期よりすでに幕藩権力と結合した村外の特権商人によって制せられ、地元の伐出業者は特権的木材問屋の前貸支配のもとにおかれていたのが一般的であつた。そして一般農民は伐出業者をかねる山守層のもとに供属していた。地元の伐出業者や木材商人が大きく成長する余地はとぼしかった。たまたまそれが実現しても、木材の伐出流通の特権的機構の網の目にくみこまれてしまった。明治以降においても、株仲間制度の廃止にもかかわらず、木材問屋の前期的商業資本としての役割は強大であつた。

(4) 地元産出の木材は主として河川運送によつていた。そして五ヶ代官所(飯貝)および紀州藩(若出)における木材課税は苛酷であり、代官所藩側と結びえた特権商人は地元民へその苛税の圧迫を転嫁した。このことによつて、地元民の林業をとおしての発展の途がおさえられることになつた。なお、小農民の林業の挫折と直接の関係はないが、山林の跡地売り買い(=年季売り)がおこなわれたことについては、つぎの点が問題になる。すなわち、地元民によるせめて土地だけは維持しようとする努力と土地売り禁止がかなり無力化しながらなお意味をもつていたこと、などが山林

年季売買の原因となっている。

3 さて、借地林業家と規定されてきたものはその経営に字義どおりの借地林業を部分的にふくみながらも実態においては立木もしくは立木・土地共の集中を主体とする山林地主として形成されてきたものであつた。これは民間先進林業地における山林地主の形成とその本質をひとしくするものと考えられる。むしろ林地までの集積を早くからおこなう育林事業をすすめた山林地主よりは、直接生産にたずさわることが少なくさへあつた。しかしこの地方の山林地主は、明治以降におよぶと集積林地での植林事業をかなり活発にすすめていった。それではかかる山林地主はいかなる性格をそなえたものであろうか。以下この点についてのべることとする。

(1) まず吉野川上地方において字義どおりの借地林業が少なかったこと。すなわち借地林業家と呼ばれたものがその実たんなる山林地主にすぎない面がつかつたことは、借地林業の性格そのものについての旧来の通説にさわめて大きな疑問をなげかける。また字義どおりの借地林業自体をとってみても、後払地代にあたる後価が吉野地方において低率なることをもつて、ふつうの植分・部分林制度とことなり、経済的優位者による資本家的育林業とみなすひとつの根拠とはなしえない。なぜならばこの後価は、村共有山にたいする山年貢が、村共有山の分割による個人持山の発生過程で生まれたものであり、それが変形しつつもなお近代的地代へ発展する以前の存在形態にほかならないからである。そして吉野以外の地方における山林年季売買において、村共有山にたいする山年貢の賦課のない場合には、後価が存在しないところもある。さらに字義どおりの借地林業においてはふつうの植分・部分林制度とことなつて前払地代たる前価がある。この前価は山林売買時に支払われるもので、山林年季売買にさいしての一般的

代金支払形式である。それゆえ後述のみの低率に着目して前価の存在をわすれ、借地契約における地代の低率を結論づけることは誤りである。総じて吉野川上地方の借地林業は歴史的には山林年季売買の一種に包括しうるものであった、と理解すべきである。

(2) そこで山林立木の年季買入れあるいは土地までの買入れをおこなった山林地主の性格が問題となる。山林の年季売買が主体をなすか、林地までを買入れてもなお天然林地代の取得を主としているあいだは、かかる山林所有者は育林資本家とはいえない。吉野地方の村外大山林地主がこのような立場にとどまっていたかどうかはいまだ十分に立証しえないが、幕末・明治初期頃までは自ら植林事業にたずさわれることが少なく、以上のような状態にあったものと考えられる。この点、とくに立木集中に意をそそいだ岡橋家が、明治中期までは、経済的にみて川上村外ノの山林所有者であったことは興味ぶかい。そして、すでに前期的商人く木材商人をふくむまたは地主として存在していたものが、その蓄積の一部を収じつつかかる形式の大山林地主へ成長していったのである。このばあい、前期的商人あるいは地主としての振興とおなじ論理にしたがって山林への投資をすすめたのである。長期的にみれば、山林への投資は安全かつ有利なものであった。かくしてこの山林地主は、前期的商人や寄生地主とおなじく、前期的資本の一つの現象形態にはかならなかった。

(3) つぎに、山林地主が自己の土地所有を拡大し、そこへの育林事業を活発にしていく段階が問題となる。この段階での山林地主の性格規定は、明治期におけるわが国の育林業ないし私的山林地主一般の問題でもある。しかしここでは、明治期における吉野地方の山林地主の性格を把握するうえで重要とおもわれる諸事象をあきらかにすることによって問題を限定する。

(ア) まず吉野地方の山林地主の林地集積過程をみると、面的には、明治

以降においてとくにはげしくなつた(北村家はやや例外をなす)。その原因としては、土地売買が解禁となり、江戸時代における山林年季売買の契約更新期にあたるものが多くなり、一般経済事情の変化があり、また村共有山の大量処分が発生し、さらには立木法制定にいたるまでに立木のみ所有権が再三にわたって不安におちいる、などの諸事情があったからである。この林地集積過程で重要なことは、買手側が前期的高利貸資本の立場にたっていたことである。この地方で大山林地主となるための大きな条件は村共有山の大量入手にあったが、このばあいにも右の傾向は顕著であった。

(イ) 主として立木のみ集積がおこなわれた時期にあつても、その立木がなお手入れ労働を必要とするほどの幼齢林であるばあいには、この育林過程ですでに資本と賃労働への分化が発生する。山林地主による人工造林が開始されれば、この育林業をめぐって資本と賃労働の関係がさらにすすむことはあきらかである。しかし、明治期における造林業の展開をもってただちに資本制生産の順調な発展とはみなしえない。なぜならば、そこにあらわれる造林労働者は育林の技術的性格からして扶固定的かつ臨時的なものだったからである。そしていわゆる半農半労型労働者の典型を形成していることに問題があった。この段階の農業は半封建制度下にあった。このばあい、小作人層からの育林労働者の新出は重要な意味をもつが、問題はこれだけにとどまらない。当時の山村に状況にみられた半封建的零細自作農からの労働力もまた一般には意識水準が低く、低賃質にあまんじむ性格をもっていた。ここにいう半封建的自作農とは農業の自給・低生産力に照応するものであり、共同体規制から自由になりえていないものである。農業自体の側面からみても、このような規制をうけた労働力に依拠して育林業がいとなまれたところに大きな問題が

ある。

それでは吉野川上地方の事情はどうだったろうか。ここでも農業面についていえば停滞的自作農が大部分を占めていた。しかし、耕地の極端な零細性のため林業がほぼ専業的に成立していた。と理解することの妥当なことはすでに述べた。したがって、当時すでに専業的林業労働者が広汎に成立していた。だがその労働者も、部落支配の頂点にたつ山守層のもとに隷属していた。そして労働者自身も部落秩序の枠を抜け出すことは困難な状態にあった。労賃の受け取りも現物をふくむ前借があり、冬と暮の年2回の節季勘定によっていた。かくして自由な労働者になりきれない側面をつよくもっていた。

(ウ) 育林業をいとなむ山林地主の立場はどうだったろうか。一般に山林地主による育林は、地主的採算にもとづいて部落近傍の優良地に造林することが多く、農民的利害と対立するものであった。地主的育林が自由な農民的発展を阻止した点に問題があった。そして山林地主は、育林生産の長期性に耐えうる資力をもつことによって、安全で有利な投機の対象として育林をすすめた。ここには、価格が不利なときに立木処分をしないですますことができる育林生産の技術的特色も、山林地主によって利用された。また山林地主は、たんなる立木処分の段階にとどまるものが多く、自ら伐出・製材などの一貫事業に進出することが少なかった。たとえば聞き取り調査の結果によると、北村家は大正初期に製材工場までいとなんだにもかかわらず、間もなくこれを廃止してしまった。なおこの地方の特色たる山林地主と山守の関係も、江戸時代と実質的にかわりないものとして、明治以降におよんでも存続した。

(エ) 最後は、木材流通構造上の問題がある。明治初年に木材口銀や株仲間制度の廃止をはじめ、木材流通にかんする封建的諸規則が撤廃された。

しかし、木材問屋の前期的資本としての機能はかなり強固に存続した。そして直接には地元伐出資本を隷属させることによって、林業労働者にいたるまでの地元民全般を掌握する状態がつづいた。これは、この地元の林業の生産構造を決定するうえに重要な役割をはたし、山林地主の性格にも影響をあたえた。

4 以上、明治期にいたるまでの吉野林業発達にかんする特色をあらわにしてきた。もちろんその後におけるわが国全体の発展のなかで、吉野地方もまたそれなりの発達をとげてきた。そしてそのかぎり、山林地主も林業労働者も、あるいはまた伐出業者も木材商人も、しだいに近代化への途をたどったことはいうまでもない。このばあい、専業的色彩のつよい林業労働者の動向が重要な意味をもった。とくに戦後の変貌にはいおじるしいものがある。山林地主は直営への志向をつよめ、林業労働者は自らの組織をつくって活動しつつある。しかしなお、歴史的に形成されてきた諸特質は、その力をよわめあるいはその形をかえながらも、現在においてもある程度の現実的意味をもったものとして存続している。またこの地方の林業発達の諸事実は、今日の林業政策の在り方についても少なからざる教訓をあたえている。